

POLICY AND LEGISLATION

政策資料

■卷頭言

不戦・平和決議に政権の命運をかけよ

温井 寛

■特 集

I 災害に強い安心・安全な「まち」を

II 特殊法人の改革について

■資 料

規制緩和の具体策（中間とりまとめ）

日本社会党政策審議会

4

1995 NO.343

A5判64頁

社会新報ブックレット

各600円(税込)

どうなる あなたの年金

改革 早わかり解説
池端清一衆院議員

復興への提案

阪神・淡路大震災から学ぶ
後藤正治・野田正彰ほか

いま、民主リベラル 審容な市民政党をつくる
久保亘・田原総一郎

北京につどう 95年国連世界女性会議にむけて
久保田真苗・大脇雅子

「安全」は21世紀のキーワード PL法の生かし方
吉峯啓晴

「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い!

入会金●1口1万円。(ブックレット計20冊送付します。2000円+送料がお得です。)
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。
入会申し込み書をお送りします。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

通常国会後半の最大の課題は、「不戦・平和決議」の採択にある。結論を先にいえば、社会党は村山政権の命運をかけても、国会決議の実現を期する決意を全党的に固める必要がある。

戦後五十年を契機に「不戦・謝罪決議」を国会で採択すべきであ

立政権の出発に際しても、「過去の戦争を反省し、未来の平和への決意を表明する国会決議の採択」が確認された。このような事態は、自民党単独政権の時代には予想すらできなかつた事柄である。

こうした経緯を背景に、与党の戦後五十年問題プロジェクトチーム

民社党系議員を中心に「正しい歴史を伝える国会議員連盟」が結成された。また「日本を守る国民会議」を中心とする右翼系市民団体や「終戦五十周年国民委員会」などの反対運動も、地方議会決議を含め極めて活発である。

「不戦・平和決議」は当然のこ

不戦・平和決議に 政権の命運をかけよ

卷頭言



温井 寛
政務調整機構事務局長

という意見は数年前から政治の課題になっていた。それが九三一年七月の歴史的な非自民連立政権の発足に当たっての確認事項となり、細川政権の公約として掲げられ、続く羽田政権もそれを踏襲してきただのである。

そして九四年六月の自民・社会・新党さきがけ三党による村山連

ムは六月の会期末を射程に国会決議の内容の検討を開始している。

だがそうした方向に強いブレーキがかかりつつある。日本遺族会を支持基盤とする自民党の「戦後五十周年国會議員連盟」が昨年末に発足し、会則では「国会における戦争謝罪決議に対する反対」を明示し、同様に新進党でも旧新生・

として、十五年戦争としての日中戦争の侵略性や太平洋戦争、さらには朝鮮半島の植民地支配などに対する歴史的評価が不可欠の前提となる。この侵略戦争か否かの反対したが、いまは国会決議に対する新進党の責任者である。自民党の森幹事長も議員連盟に参加するという矛盾した選択を行なっている。

国会決議と併行する政界再々編歴史認識の相違は、「五五年体制下」で自社両党間の基本的対立軸として推移し、憲法の評価や具

それはまた日本の戦後の対アジア外交のあり方とも密接に関連しそれだけに中国、韓国、北朝鮮などアジア諸国をはじめ、世界が国際会議の帰趨を注目しているのである。すでに歴史教科書の記述や政府閣僚の相次ぐ発言をめぐる輿論として実証づみの問題である。細川連立政権における八党合意、村山連立政権の三党確認という経過からすれば、国会決議は圧倒的な多数会派の賛成を基礎にしているようみえる。だが、昨年五月、南京大虐殺を否定して辞任を余儀なくされた永野法相は「太平洋戦争については、侵略行為や植民地支配によって関係諸国の方々に耐え難い苦しみを与えた」と反省したが、いまは国会決議に対する新進党の責任者である。自民党の森幹事長も議員連盟に参加するという矛盾した選択を行なっている。

国会決議と併行する政界再々編は、こうした歴史認識や民主主義、平和や人権の価値観を基礎にならるべきである。

(ぬくいひろし・中央執行委員)

月刊『政策資料』

No.343号

1995年4月号

特集Ⅰ 地震対策関係

当面の大規模地震対策について

阪神・淡路地域の復興対策に関する中間報告

災害時の危機管理に関する中間報告

災害に強い安心・安全な「まち」を

阪神・淡路大震災への税制上の対応

党地震対策特別委員会

与党阪神・淡路大震災対策本部

"

党災害対策特別部会

与党三党

18 13 7 5 4

特集Ⅱ 行政改革関係

特殊法人の改革について

与党政策調整会議

34

資料

規制緩和の具体策（中間とりまとめ）

地方分権推進法案

「社会開発サミットにおける村山総理演説に盛り込むべき内容」与党外務調整会議

党規制緩和特別部会

政策の焦点

- I 阪神・淡路大震災対策について
II 地方分権推進法の提出にあたって

平塚 博
伊藤 安博

57 53

52 49 39

特集

I 地震対策関係

一九九五・二・二八

当面の大規模地震対策について

日本社会党政策審議会
地震対策特別委員会
災害対策特別部会

るなど、計画的に地震に関する観測及び測量の実施の強化を図る。

4 上記のほか、大規模地震対策として緊急に講じるべき施策について、引き続き検討を進める。

1 今年度末に期限切れとなる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業」に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）については、東海地震対策の緊急性が依然として非常に高いことに鑑み、五年単純延長する。

2 地震財特法の対象である東海地震に係る地震防災対策強化地域以外の地方公共団体で、今後、防災基本計画等の改定に伴い地

震防災対策に新たな財政負担がかかるものについては、地域防災計画等の改定内容及び中期的な財政需要を見据えたうえで、国による財政上の特別措置等について検討する。

3 大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地域については、地震災害の発生を防止し又は軽減するため、観測強化地域及び特定観測地域の見直しを進め



一九九五・二・二八

阪神・淡路地域の復興対策

に関する中間報告

与党阪神・淡路大震災対策本部
災害復興プロジェクトチーム

本プロジェクトチームは二月七日の発足以

来、延べ一回、約二八時間にわたり、応急復旧および今後の復興について、地元の要望等も聴取しつつ、精力的に検討を重ね、政府に対策を要請した。

その結果、二月一七日には、政府の復興対策本部の設置や税制上の減免措置、土地区画整理事業の特例などを盛り込んだ震災復興対策関連五法案が国会に提出された。また、二四日には阪神・淡路大震災に対処するための特別財政援助法案などの五法案および、平成六年度第二次補正予算が国会に提出され、対策は着実に進められている。

本プロジェクトチームは、これまでの検討結果を踏まえつつ、当面緊急に対策を講ずべき諸課題について、次の通り中間報告をする。

記

1 被災住民のための一戸も早い住宅の確保
避難所生活を続いている一九万人余の住宅確保は、最優先の課題である。

応急仮設住宅は、四万戸の建設計画を立て、このうち三万戸は計画通り三月中に完結する見込みとなっているが、まだ、用地の確保が問題となっており、この解決が急がれる。

2 がけ崩れ等二次災害対策
六甲山系などに多数の地割れ・山崩れ等が発生し、降雨によるがけ崩れ等の二次災害が懸念される状況にあり、緊急ながけ崩れ対策事業等、土砂災害対策が必要不可欠である。

3 ライフラインの早期復旧

(1) ガス

現時点での復旧見込は三月上旬までに復旧可能地域（焼失・倒壊等により当面ガスの使用が見込めない地域を除く地

断を急ぐとともに、民間施設のさらに一層の借り上げを進めるなど、あらゆる措置を講じるべきである。

また、遠隔地の入居が進まないことから、応急仮設住宅についてはさらに追加する事態も想定されるため、その対応についても準備をしておく必要がある。

さらに、住宅の必要戸数は、今後のライフラインの復旧や、家屋診断が進むにつれての帰宅希望によつても変動するため、早急に実情把握のための第二次調査を行すべきである。

同時に、公的賃貸住宅の建設や住宅金融公庫融資の拡充等、恒久的住宅対策も早急に進めるべきである。

宅等については、入居者が二月二六日現在八二六〇戸となっているが、今後、大幅な入居者の増加は期待できない。

このため、高齢者や障害者への配慮という観点からも、近隣地域での住宅確保が重要であり、戸建て住宅や集合住宅の家屋診

域) の約八割となっている。残りの地域については、ガレキ処理と並行して作業を進めなければならないこと、水道管の漏水によるガス管の水抜きなどの問題、さらには安全のため開栓前の試験や点検に慎重を期さなければならぬなどの事情があり、作業は難行しているが、住民の生活に直結する問題であり、一日も早い復旧の努力を要請した。

(2) 水道

関係者の努力により、二月末までにほぼ全域で仮復旧する見込みである。

一部地域について、ガレキ処理等との関係で作業が難行しているが、一日も早い復旧を要請した。

(3) 下水道

東灘処理場の復旧は三ヶ月を要すると見通しが示されたが、一日も早く復旧されるよう、対応を要請した。
各戸への導管については被害の調査が不十分であるが、今後、水道の復旧に伴い支障が出る懸念があるため、早急な調査と対策が必要である。

5 教育活動の確保と文教施設の復旧

各教育施設における活動の円滑な実施のため、児童・生徒の受け入れ、応急校舎の建設等を進めるとともに、本格的な国公私立の文教施設の復旧対策を早急に進める必要がある。

6 鉄道、道路、港湾施設の早期復旧

鉄道、道路、港湾施設の復旧に向けて関係者はもつか最大限の努力をしているところであるが、さらなる早期復旧に努めること、またその開通、使用見通しを出来る限り明らかにするよう要請した。

また、交通規制の実施にあたっては、混乱を招かないよう万全の広報体制が必要である。

9 産業対策

現地経済活動の復興に向け、失業問題、下請中小企業等への深刻な影響が懸念される状況に鑑み、企業規模および業種を問わず、税制・金融上（特に、中小企業貸付金利の引き下げおよび低利融資枠の拡充、開銀特利融資）の支援措置を講じることが重要である。

医療の充実、マンパワー・医薬品の確保など医療体制の維持・確保に万全を期すべきである。

また、被災地域の安全を確保するため、

住民の要請に応え、仮設交番の設置や移動交番車、パトカーの増強など、パトロール活動および相談体制を充実・強化する必要がある。

物資輸送やガレキ搬送、建設工事車両等のルート確保のための交通規制
二月二五日から第二次の体制に入り、新たに復興物資輸送ルートおよび生活・復興関連物資輸送ルートを設置し、復興物資の輸送の円滑化が図られたが、今後現地状況の変化に対応した柔軟かつ機動的な取り組みを行うよう要請した。特に、ガレキ処理が急がれていることから、南北の輸送路の確保を行うよう要請した。

また、交通規制の実施にあたっては、混雑を招かないよう万全の広報体制が必要である。

つており、早急に処理のための態勢を整えることが緊要である。

また作業にあたっては、住民の安全に十分注意するよう要請した。

8 物資輸送やガレキ搬送、建設工事車両等のルート確保のための交通規制

二月二五日から第二次の体制に入り、新たに復興物資輸送ルートおよび生活・復興

4 医療・衛生体制の整備および住民の安全確保
被災者の健康保持のため、避難所における衛生状況の改善に努めるとともに、巡回

雇用対策

地元の企業等の中には壊滅的な状況にあるものが多く、雇用不安が懸念されており、対策に万全を期すべきである。

雇用保険失業給付については、被災者の状況に則した対応が必要である。

事業主に対しても雇用調整助成金の特例を実施しているが、その弾力的な運用等適切な対応をするよう要請した。

土地・家屋の権利関係

復興を進める上で、土地・借地借家権利関係の明確化は極めて重要であり、混乱が生じないよう適切な対応を要請した。

マンションの区分所有法については、建物が全壊した場合の建替え等について、制度の改正が必要である。

災害時の危機管理に関する中間報告

与党阪神・淡路大震災対策本部
災害時の危機管理プロジェクトチーム

自由民主党 座長 大野 功統
日本社会党 座長 五島 正規
新党さきがけ 座長 三原 朝彦

12 被災者への広報対策、親切な相談、調査の実施

被災者に対し、必要な情報が迅速かつ正確に伝わるような広報体制の改善が必要である。他県への避難者への広報体制にも万全を期すよう要請した。

戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災は、経済力や技術力を誇るわが国にとって頂門の一針となつた。

また生活・法律・行政等様々な問題について相談ができるような相談所についてもさらに充実させる必要がある。

さらに今後の対策を立てるため、適確な調査を行うことが必要である。

13 復興基金の創設

兵庫県から要望が出されている復興基金の創設については、本プロジェクトチームとしても、地元の要望を踏まえ、創設を推進する。

一九九五・二・一八

以上、当面、緊急に対策を講ずべき諸課題について、中間報告を取りまとめたが、今後、応急復旧と本格的な復興にさらに一段と強力な取り組みが求められる。

復旧・復興が進むにつれて新たな要望等も出てくるものと思われ、本プロジェクトチームとしても、地元の復興計画を全面的に支援しつつ、さらに具体的な検討を進め、対策を講じていきたい。

われわれは、いま犠牲者に深い哀悼の意を捧げ被災者の救済と被災地域の復興に全力を傾注することを誓い、さらにこの大震災に遭

つてもなお暴動や略奪、疫病、伝染病などの発生もなく、被災住民が秩序正しく、不自由な避難生活を余儀なくされながらも、復興へのひたむきな努力を傾けている姿やボランティアの無償の行為、企業の自主的な救援活動、さらには国民挙げての義援金活動などに深い敬意を払い、この中から謙虚に多くの教訓を学びとり、今後に活かしていかねばならない。

いま与党が緊急に求められているのは、災害時の危機管理意識や災害対策に関する現行システムの不十分さを反省し、災害対策に関する総合的な点検を行い、政治が強力なりー

ダーシップのもとに関係行政機関を指揮し、災害時の緊急事態に有機的に対処するとともに、防災計画をはじめとする関係諸法規・制度の点検、見直しによる新しいシステムづくりと今後の想定を超える事態が発生した場合の即応体制の整備に着手することである。それは主として広域的災害や風水害、大都市中心部の灾害、幹線交通網の損壊など、あらゆる災害においてそれぞれのケースに応じたシステムとマニュアルを整備し直すこととこれを補完する正確な情報を迅速に収集する能力を向上させることである。

いざれにしても災害時の危機管理体制は、自治体の防災体制に裏打ちされていなければならぬ、その点では第一義的に現場の自治体の任務であることにかんがみ、県境を越えた

広域での防災体制を整備しておく必要がある。この体制が整ったうえで、はじめて中央政府の災害時の危機管理体制が活きてくる。良きのひたむきな努力を傾けている姿やボランティアの無償の行為、企業の自主的な救援活動、さらには国民挙げての義援金活動などに深い敬意を払い、この中から謙虚に多くの教訓を学びとり、今後に活かしていかねばならない。

また一方で、そのためにも住民の防災意識の啓発の徹底と不断の高揚が求められており、自発的、自主的に防災のための日常的な備えと諸訓練への参加を求め促すものである。

われわれ「与党災害時の危機管理体制プロジェクトチーム」は、とりあえず中間的な取りまとめとして以下の点をまとめた。関係諸機関における各種の情報を直接入手できる機能を滑り展開できるような制度および支援策を整備することも重要である。

さらに、ボランティア活動が効果的かつ円滑に展開できるような制度および支援策を整備することも重要である。

① 情報収集体制
② 情報分析体制の整備
③ 災害発生地および関係省庁におけるそ
れぞれの正確な情報収集体制とそれに基
づく各種の情報を直接入手できる機能を
総理官邸に整備し、休日を含めた二十四時
間対応するための担当職員の当直体制を
充実させるとともに、非常参集を判断す
るために専門知識を持つた職員の配置が必
要である。この機能は当面は総理府庁舎内（内閣情報調査室）において対応することとするが、速やかに官邸内に設置するものとする。

I 災害時即応体制の強化
実施等、災害発生直後に機動的に対処するた
めには、総理官邸においてその発生時点から各種の正確な情報を速やかに収集し、これを的確に分析・評価できる体制を整備し、強化することが重要である。

なお、将来的にはアメリカ（FEMA・連邦緊急事態管理局）やイタリア（総理府市民防衛局）などを参考に災害時の対策に係る行政機構を見直し、強化する必要がある。

置するものとする。

2 バックアップ体制

①非常参集体制の確立

一元的に収集された災害情報を分析・評価する機能を官邸内に設け、ヘリコプターを含めた交通手段の確保、徒步三〇分圏の宿舎整備などによって、総理、関係大臣および関係省庁（国土庁、消防庁、

警察庁、防衛庁、海上保安庁、気象庁等）の局長クラスが直ちに官邸に参集するシステムを確立し、政府としての災害対策本部の設置などの対処を短時間のうちに決定できる制度を確立する。その際、災害発生地の関係機関と直接連絡ができる通信システムの完備が不可欠である。

②「立川広域防災基地」などサブシステムの整備

官邸はじめ政府機関施設の耐災性を強化するほか、それらが被災し、機能不全となつた場合などに備え、「立川広域防災基地」はじめ代替施設を他の地区、例えば関西地区などにも設置することを検討する必要がある。

II 防災体制

国・地方の災害対策体制を点検し、広域災

害にも対応し得るよう総合的・体系的・機動的な体制をつくるべきである。とくに災害発生直後の混乱を考えれば、災害発生地における災害対策が整うまでの間にに対応する広域的なバックアップ体制を整備する必要がある。

これに伴う国と地方の関係や権限などについて整理しておかなければならない。

1 防災計画の見直し

①総合的な防災訓練の実施

現行の防災基本計画を早急に見直すとともに、防災のまちづくりを進めるため、町内会・自治会の自主防災体制、地域の特殊性や広域対応、国と地方の連携体制、中核的防災機関が被災した場合のバックアップ機能の整備の観点も加味して、地域防災計画を総点検するべきである。それに基づき、災害の種類や程度にあわせたマニュアルを体系的に策定し、その徹底を図らなければならない。そのためには最も重要なことは、自治体や住民をはじめ、消防・警察・自衛隊・海上保安庁、さらには民間企業をも加えた総合的な防災訓練を定期的に実施し、町内会・自治会から国に至るまでの初動体制に遺漏なきを期し、同時に在日外国人を含めた国民全体の防災意識の不斷の喚起を促すべきである。

②防災体制の全体的強化

災害発生直後に対応する要員を確保するための体制、自治体職員や消防団を含めた消防・警察・自衛隊などの幅広い人材の支援体制システム、防災無線や衛星通信のネットワーク（自治体衛星通信機構など）づくりと周波数調整、重機やレスキュー用機材およびその操作要員を確保するシステム、その他人命救助用のファイバースコーピーなどの特殊器材の整備、その操作要員の養成、効果的な備蓄、暴動・略奪や悪徳商法などの犯罪防止などの活動システム、疫病や伝染病の防止対策などについて必要な整備を行い、町内会・自治会、民間企業など官民を問わず関係機関が有する能力を最大限有效地に引き出すための防災計画にしなければならない。

また、災害発生地と周辺における緊急避難的措置について、第一義的に自治体が対応し、その及ばざるところを国・周辺自治体等がバックアップするという基本を踏まえながら、自治体の機能強化や広域的協力体制を整備するとともに、国と地方の関係や現場での対処などについて、その範囲や権限を整理しておく必要がある。

③情報・通信センター機能の設置

広域のあらゆる情報やニーズを収集・

管理し、関係機関や住民に発信する「地

震情報ステーション（仮称）」の設置

（被災地・広域・国）、災害時の通信シ

ステムを整備する「非常災害時通信セン

ター（仮称）」の設置を検討するべきで

ある。

④その他の整備事項

以下の事項についても検討し、早期に

実現を図るべきである。

・医療関係や民間輸送関係者などに対す

る「緊急物資輸送車」マークの事前配

布制度

・各種防災関係基準や規制の見直し

・地震の監視・観測体制および予知に関

する研究の強化

・電話の疎通を確保するためのバックア

ップ回線や多重化に対する支援

・被災民への情報提供に有効であるロー

カル放送局に対する支援や臨時灾害F

M局の設置

2 施設・設備・資機材の整備等

①バックアップシステムの整備

災害による被害の拡大を最小限に食い止めるために、避難場所や食料等生活関連の最低限の物資の備蓄施設、あるいは

地下・貯水槽や手押しポンプなども含む消火用設備などについては、その整備を進めるほか、機能的配置が重要である。

停電時における信号機や電光掲示板などの交通管制設備のバックアップシステムを整備するほか、行政機関、医療施設、通信・放送施設における自家発電設備の整備と耐災性の強化を図る必要がある。

また、各行政機関等のコンピュータシステムが被災した場合のバックアップシステムやデータ保管対策についても万全を期す必要がある。

②画像通信機能や緊急通信回線の確保

ヘリコプター・テレビ装置とそれに伴う設備の整備、陸上・衛星通信機能の強化、交通状況把握用カメラなどの各種監視カメラの機能の充実など、情報発信源における発信機能の強化などについて、国・地方の関係機関相互の通信システムの多重化・多元化および管理・運用の総合化を進めるほか、緊急重要通信回線の優先確保体制、使用方法の周知徹底を図るべきである。

③防災用資機材の充実

車両、ヘリコプターを含む航空機、船舶については、支援要員、各種物資の輸送のためばかりなく、レスキュー車、炊事車、トイレ車、寝台バスなどの車両、

偵察、防災など目的に合わせた航空機、避難施設としての船舶などについての整備をレスキュー用機材を含めて、関係機

関において進めるとともに、民間事業者の協力体制も事前に十分準備しておべきである。

そのほか、通信・放送網、電気、水道、ガスなどのライフラインの補修や点検に配慮をした共同溝や管路の整備、港湾・空港・道路・橋梁の補修能力の強化、病院機能を有する多目的船の建造などは積極的に進めるべきである。

3 備蓄・保有等

各般の物資の備蓄については、物資の性格にあわせた計画的かつ機能的なものとし、各地から輸送される追加物資の内容やそれらの配分については、被災状況や避難状況等の十分な把握に努める必要がある。

さらに、食料、飲料水などの生活関連の最低限の物資、医薬品・医療材料、携帯電話やFM放送用の通信・放送機材、テレビ・ラジオなどの情報収集機器などの被災住民用の備蓄については、国や自治体が地域の実情に合わせて計画的に行うとともに、民間事業者や生活協同組合などの在庫の活用についてもあらかじめ協力を求めておくべきである。

III 現場における諸問題

災害対策にあたっては、法律や制度が想定しない事態や通常の手続きをとる時間がないなどの場合がある。しかし、被害を最小限におさえ、効果的、能率的な対策を行うには、現行の法律や制度を有効的に運用し、現場判断についての事後の責任体制をあらかじめ整えておく必要がある。とくに重要な以下の点について、速やかに対応するべきである。

1 緊急輸送の確保

陸・海・空の輸送機能を最大限發揮させることには、緊急輸送の優先権と安全の確保が必要であり、それには国民の理解と協力が必要がある。とくに陸路については、消防・警察・自衛隊等の緊急車両の運行に支障がある場合には、多数の住民の生命と財産を守る観点から速やかに現場で警察・消防・自衛隊が対応できる体制を整備する。

2 医療の確保

負傷者や高齢者などの要援護者の収容場所と輸送手段、被災地やその周辺の医療機関の機能や対応能力および刻々変化する二、三の把握と必要な対応、医師・薬剤師、看護婦、医薬品等の輸送や配布手段などの

確保のために通信網をはじめとする種々の整備に万全を期す必要がある。

的な運用が必要である。

V 法律・制度等の整備

救命救助活動や各種の支援活動にあってボランティアには重要な位置付けがなされるべきであり、行政としてもその活動について側面的な支援体制を整備する必要がある。

1 ボランティアへの支援体制の強化

ボランティアの効果的な活動のためには、被災地の状況や最新ニーズを的確に把握し、ボランティア活動に応えていくためのシステムを検討する。さらにボランティアの活動中の被害や事故に対応する「ボランティア保険」への自動的加入と財政上の援助を含め、その普及と拡充を図ることが急がれる。

I からIVまでの提言については、財政措置を含めて可及的速やかな対応が必要であるが、法律、制度の面においても以下の点については、より早急な対応が求められるものである。

1 災害対策基本法の主な改正点

以下の点について、検討を加える必要がある。

- ① 広域防災計画や自治体間協力協定の推進
- ② 内閣法との関係を整理したうえでの総理大臣や関係大臣の権能の整備
- ③ 広域災害を念頭においていた国と地方、地方間相互の通信網体制の整備
- ④ 関係機関の連携による支援要員の確保
- ⑤ 国・自治体や公共機関が保有する各種の備蓄の活用（例えば、国際緊急援助隊が備蓄する物資など）
- ⑥ 災害発生時の自衛隊の役割と効率的運用
- ⑦ 消防・警察・自衛隊等の緊急車両の道路確保のための障害物の除去に関する権限強化
- ⑧ 境界を超える広域の一般道の交通規制

⑨ ①～⑧までの問題の整備

2 制度・運用の整備

① 国際緊急援助隊の活用

国際緊急援助隊の活用については、人
的面では、派遣の際に緊急に編成される
という実態にかんがみ、警察・消防・自
衛隊の待機者の活用を図るほか、医療ボ
ランティアの登録名簿を積極的・機動的
に活用できるよう国内体制の整備を検討
する必要がある。

② 報道機関の協力

報道機関のヘリコプター等による取材に
ついては、救助活動や緊急輸送の安全の
確保、情報収集・伝達活動などに支障を
きたすことがある場合には、代表取材、
共同取材などの自主規制を要請し、協力
を求める。

3 インマルサット（海事衛星機構）の活用

地上設備が不要であるインマルサットを
活用した通信を可能とするために、インマ
ルサット改正条約を批准し、条約が早期に
発効するよう各国にも働きかけるなど積極
的対応をとる。（現行では海上、航空にお
いて利用できる）

以下の点については中期的な課題として位
置づけ、実施を前提として検討をするよう提
言する。

5 災害救助船の建造

災害、その他緊急時の対応を想定して病
院機能を充実させた多目的船の建造を進め
る必要がある。

以上

1 災害時の対策に係る行政機構の見直し

① 非常災害時の対応に係る任務を内閣官
房に集中するなどの措置を十分に検討し
施すべきである。
② 総理、官房長官を補佐するために、官
房副長官の増員についても検討の必要が
ある。

2 非常災害時通信センター（仮称）の設置

アメリカの連邦通信システムを参考に通
信に關係する製造業者・事業者・行政機関
などが一体となって災害時における通信手
段の確保を可能にするシステムを研究・開
発し、実施する必要がある。

3 地震予知の研究促進

災害を最小限におさえるには、その予知
が重要である。地震多発国であるわが国は、
各國と連携した研究を進め、地震予知の研
究体制を強化・整備する必要がある。



4 防災関係の基準・規制の見直し

災害に強い都市づくりのために、建築基
準や都市計画をはじめとする防災に關係す
る各種の基準や規制を見直す必要がある。

災害に強い安心・安全な「まち」を

日本社会党政策審議会
災害対策特別部会

地震対策特別委員会

に復興本部を設置するとともに、税制・金融・財政措置については更に必要な追加措置の立案を進めています。
しかし、被災地の完全復興にはなお長期の取組みが必要です。与党と政府は一体となつて震災復興対策に万全を期します。

一 阪神・淡路大震災の対策に万全を期す

1 大災害の救済・復興に全力

阪神・淡路大震災は、五千四百人を超える死者、三万人の負傷者を出し、三〇万人余が長期にわたる避難所生活を余儀なくさせられる大震災となりました。物的被害も、兵庫県の暫定的推計でも約一〇兆円にも及んでいます。この震災による犠牲者に哀悼の意を表すとともに、被災者にお見舞を申し上げます。

こうした各方面の必死の努力に応え、これを裏打ちすることこそが政治と行政の責任であり、私たちは被災者の救済と被災地の復興に全力をあげる決意です。

2 与党・政府が一体で復興対策を推進

この大震災に対して、与党と政府はいち早く対策本部を設置し、救助・救済に全力をあげてきました。応急仮設住宅の建設、

1 計画的な「まち」づくり

私たちには、不便な生活を強いられながらも不屈に復興に立ち上がるとしている被災者の皆さんに深く敬意を表します。また、消防・警察・自衛隊などの文字通りの不眠不休の救命、消火、救援、復旧の活動はも

阪神・淡路大震災による被害がこのようになり、今なお続く個人や企業の民間ボランティア活動、海外からの支援活動、全国から数多く寄せられた義援金等に感謝します。

こうした各方面の必死の努力に応え、これを裏打ちすることこそが政治と行政の責任であり、私たちは被災者の救済と被災地の復興に全力をあげる決意です。

私たち、この大震災を教訓として、広域災害や大規模都市災害に対する備えを見直し、全国民が安心して生活できる地震に強い街づくり、災害に敏感に対応できる行政への改革に向けて取組みを強めねばなりません。

2 災害に強い「まち」づくり

都市化の進展に伴い、軟弱な地盤や急傾斜地、洪水氾濫危険区域等においても市街化が進行しています。こうしたことにより、自然災害に弱い市街地が無秩序に形成され

ることのないよう土地利用計画を見直し、

計画的な市街地形成を誘導するための土地

利用規制を的確に進めます。

自然的条件によって災害に弱い地域については、開発規制や建築制限等の強化を図ります。同時に災害に対する被害予測を進めるとともに、急傾斜地にあっては斜面緑地の保全を図り、浸水被害が予想される地域には田畠や緑地等の保全を図るなど、緑の保全と活用を通じてゆとりとうるおいのあるまちづくりを推進することが災害に強い「まち」づくりにつながります。

2 総合的な土地対策の推進

開発行為に伴う防災技術や手法の確立を

図るとともに、安易な開発行為が行われないよう総合的な土地対策の充実を図ります。

このためには、住民に対して事前に災害の可能性を周知するとともに、投機的な土地取引について規制を徹底し、宅地建物の取引に際してもその安全度や脆弱点を明示させること等も重要です。なお、災害の危険性のある土地の自然的条件と安全な宅地を造成するために必要なコストが地価に適正に反映するシステムを整備することが必要です。

3 災害に強い公共施設

道路・鉄道・港湾などの交通運輸施設、ダム・堤防などの河川海岸管理施設の耐震性を強化します。また、災害時における情報システムの整備、災害対策用の資機材の備蓄等を強化します。

6 避難施設の整備

今回の阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、建築物の耐震基準の強化について検討を進めます。学校、病院、福祉施設などについては早急に安全性の向上を図り、民間の建築物についても防災性を強化するための施策を充実させます。

建築物の総合点検、耐震診断等を実施するとともに、低利融資等の施策と併せて民間建築物の耐震改修の促進、窓ガラス・外壁等の落下物対策の強化を図ります。

三 地域防災体制の整備

1 自治体の防災体制の強化

非常時に自治体幹部職員が短時間に登庁できる体制を確保し、夜間・休日における非常配備要員を確保します。消防・警察・自衛隊を含めた災害時の連携についてのマニュアルの整備を図り、市町村や都道府県職員の日常からの訓練や非常用通信機材の整備・試験運転を行います。

自治体の行政区画を超える広域災害に対処するためには、自治体間の救援ネットワークの整備を行う必要があります。広域的相互応援体制のマニュアルを整備し、日常

的に共同防災訓練を行うなどを通じて関係自治体間の連携強化を図ります。

2 防災計画の見直し・充実

阪神・淡路大震災の経験を踏まえて地域防災計画の見直しを行います。とりわけ「震災対策編」の策定の推進が重要です。

各種の建築・都市計画関係の基準や規制を強化とともに、避難場所の充実や防災公園・都市緑地の整備、災害発生時の要員の確保と国や近隣自治体との連携、情報収集・伝達体制の迅速化と多重化を進めます。

さらに、防火用水槽の整備、人命救助用特殊器材の整備、公共施設への自家発電装置の普及、食糧・医薬品等の備蓄の強化、非常用水の確保、被災者への情報提供の体制確立などについて積極的に見直しを行います。

3 防災は市民の手で

災害発生時に被害を最小限に止めるには、行政が大きな責任を持つことはいうまでもありません。しかし同時に、住民の日常的備えと訓練も必要です。住民の防災意識の向上を図るための積極的な啓発に努めるとともに、自主防災体制の育成を強化します。

四 災害に的確に即応できる行政システムの整備

4 災害緊急時の消防力の強化

大規模火災の同時多発に対応するため、大都市における消防職員の増員を図るとともに、貯水槽の耐震性強化、消火・人命救助用車両・機材の拡充を行います。さらに、被災情報の的確な把握と、情報に基づく広域的な支援態勢を強化します。火災の拡大を抑えるために必要な消防による民間建物の取壊しの権限強化と、その場合の補償制度の整備が必要です。また、こうした消防機能の強化のために、バックアップ機能を備えた総合防災センターの設置、ヘリコプターの配備強化を進めます。

5 交通規制等のマニュアル整備

人命救助や同時多発火災に対処するため

の消防車や応援部隊の緊急出動を確保するため、的確な交通規制が必要です。このために、災害時における消防、警察、自衛隊等の役割分担をマニュアル化とともに、日頃から訓練を積む必要があります。

また、人命と財産を守る観点から、災害時の自動車等の使用的の制限、放置自動車等の排除撤去、さらには広域的交通規制について法的整備の検討を進めます。

2 現地主義・民主主義・効率主義の観点からの体制整備

大災害にあっては、支援の部隊が到着するまでの間に、どれだけの人員を救助するか、どれだけの火災に対処できるかが大きな問題となります。このためには、まず被災地自治体による救援活動を強化しなければなりません。自治体の体制や現場指揮機能、災害対処能力等の強化が課題であり、日常的な訓練を通してその能力の向上を図ります。

国や近隣自治体の支援についても、まず

1 災害に即応できる情報体制の確立

これまでの被害情報は、死者数や火災発生件数等に限られていました。しかし、被害状況の集約より救命や消火が優先される事態にあっては、こうした情報は被害程度を小さく誤認させ、支援の初動を遅らせることとなりました。

被災地からの第一報は、軒並み建物が倒壊し多数の死者が出ているとか、一面火の海となっているとか、緊急電話の回線がパンク状態となっているという情報を送り、それに基づいて救援体制が組まれるよう改めます。また、被災地から映像情報を送り、支援体制を検討することに役立てることが検討されねばなりません。

被災地自治体が総合的に必要な救済策を示し、支援部隊を効果的に指揮しなければなりません。そのためには、自治体の部局ごとに中央省庁と連絡調整しなければならない縦割り行政を是正することが急務です。

3 政府の災害時即応体制の強化

大規模な災害に対して、強力かつ全国的な支援体制を迅速に組むのは政府の責任です。この政府の情報収集能力の向上と、支援体制のシステムの強化が急がれます。

一定規模以上の地震や被災規模の大きさな災害については、現地からの情報は所管省庁だけでなく首相官邸に直接届くよう改めます。また、自衛隊や海上保安庁などの情報も首相官邸にも直接届くようにする必要があり、これら的情報には映像情報が活用される必要があります。

各省庁の災害担当部所の責任者には、同報システムにより被災情報が早く届く体制を整備し、同時に災害対策本部を設置できるようにします。災害対策本部の機能は、関係省庁の調整に止まらず、具体的対策について決定し省庁に対応を指示できるものに改めることを検討します。

4 災害緊急応援派遣

今次の災害では全国の自治体の応援、自

衛隊の災害派遣などが大規模に実施されました。

しかし今後、何時どこで大規模災害が発生してもこうした応援体制が迅速にスマートにとどまるよう、より充実したマニュアルの整備が必要です。とりわけ、消防・警察・自衛隊・海上保安庁及び医師・薬剤師・看護婦などの即時応援体制の整備を図る必要があります。そのため、自衛隊などの災害派遣マニュアルの整備などを進めます。

5 災害復興への支援の充実

1 被災者・地域のニーズに基づく支援
激甚災害の指定基準や対象などの見直し、災害救助制度に基づく救済・応急措置等について、今回の大震災の経験に照らして、応急仮設住宅や医療、福祉面等を含めた改善と現地の実情に応じた弾力運用が行われるよう点検と見直しを図ります。

2 災害対策のための税制度の確立

被災した場合の税の减免や猶予、納税期間の延長等について、制度的な整備を進めるとともに、住宅用地、事業用地・償却資産に係る固定資産税の減免制度との財源補填措置の検討等を図ります。

6 住宅対策の推進等

焼失・倒壊等により住まいをなくした被災者に対する公共住宅等の建設促進策を確立するとともに、融資制度等の充実を追求

3 財政金融制度の充実

今回の震災対策では、災害復旧補助の嵩上げが実施され、融資関係でも利子補給を含めた特別な低利融資が講じられました。こうした臨時特例的な措置について、制度・システムとして整備すべき課題を整理し、今後の災害に備えます。

4 防災予算の増額

また、災害を最小限に抑え、人命と財産を守るために、災害に強いまちづくりが重視されねばなりません。こうした観点から、災害に強いまちづくりのための予算措置を充実させ、併せて災害に強いまちづくりを誘導するための税制、金融制度の充実を検討します。

5 病院船の建造や医療体制の充実

緊急災害時に対応するため病院機能を備えた多目的船の建造を進めるとともに、国立病院等の連携体制、医師等のマンパワーの緊急応援体制、医薬品及び医療機材の備蓄や配達体制などの整備を進めます。

します。

区分所有法について建築物の全壊等にも対応できるよう改善を図るとともに、市街地再開発事業や区画整理事業制度の充実を検討します。

7 産業再建と雇用対策

大規模な災害により事業継続等が困難な企業等への助成・支援策を充実させるとともに、雇用の安定・確保のための施策の充実を図ります。

8 復興財源の充実

復興再建には長期にわたる財政支出を要することにかんがみ、起債制度や交付税制度の充実を図るとともに、「災害復興基金」の創設について検討を進めます。

六 國際連帯・市民連帯の態勢づくり

1 災害時における国際連帯のための態勢整備

阪神・淡路大震災では、諸外国からの支援が相次ぎましたが、わが国では外国に国際緊急援助隊を派遣する態勢がとられていましたが、外国からの人的・物的援助の受け入れには不慣れでした。今後は、あらかじめ各国間で、災害時に提供できる人員・物

資・業務について情報交換を行ない、災害救援情報データベースを構築するなどの相互準備態勢を整えます。

2 國際緊急援助隊の態勢強化

国際緊急援助隊については、海外援助のために待機態勢をとっている救助・医療・専門家チームおよび成田空港に備蓄されている物資を国内災害にも派遣・転用できるように制度を改めます。

また、今後とも内外の災害救助活動にいっそう貢献できるように、救助・医療・専門家チームの待機態勢、装備等をさらに強化します。とくに、専門家チーム（給水・配電・交通・輸送・通信など）については、その分野の拡大・待機要員の増強等について、積極的に検討します。

3 外国からの人的・物的援助の受け入れの迅速化

災害発生時に外国政府・国際機関・国際NGOからの援助を受け入れ

NGOからの援助を迅速、効率的に受け入れることができるよう、外務省が諸外国の援助提供の内容を把握し、被災地のニーズに応えられるように、あらかじめ本庁のみならず在外公館も含めた組織的態勢を整えます。

また、外国からの援助受け入れに当たつ

て障害となる医療、検疫等の諸問題について、法的・制度的に検討し、必要な改革をはかります。

4 ボランティア活動への支援と奨励

国内および国外において活躍するNPO（非営利団体）の活動を支援していくために、法令上の諸課題（法人格、寄付金控除等）に取り組むとともに、「ボランティア保険」の普及に努めます。

また、災害時にNPOへ適切に情報を提供できる態勢を、地方自治体レベルで整備する必要があります。

ボランティア活動が社会生活の一部として活発化されるように、教育におけるボランティアに対する評価、ボランティア休暇の導入・普及とボランティア活動への参加後の原職復帰の保障などについて、積極的に検討します。



一九九五・三月

阪神・淡路大震災への税制上の対応

— 大震災から力強い早期再生に向けて —

自由民主党・日本社会党・新党さきがけ

一 取組みに当たって

(1) 本年一月十七日、震度七の直下型大地震が阪神・淡路地域を襲った。五千人を超える方々が亡くなられ、家屋・ビルの倒壊、道路・鉄道等の損壊、いわゆる「ライフライン」の寸断など、その甚大な災害は、広範な地域にわたり同時・大量・集中的に発生し、

こうしたことから、この平成の大地震は、特に「阪神・淡路大震災」と命名されるとともに、大震災からの早期復旧の取組みに万全を期すため、「阪神・淡路大震災復興基本方針及び組織に関する法律」が制定された。

とおり、明らかに既存の枠組みでは対処しきれないほどの規模、性格のものである。このため、連立与党税制プロジェクトチーム（与党税調）を中心に、大震災発生直後から、公平確保を旨としつつも、税制として、被災地再生を目指して何をなすべきか、何ができるかについて、被害の実態等を見ながら総合的、多角的な検討を行った。その最初の成果が、間に迫った平成六年分所得税の確定申告等への対応として二月八日とりまとめた、次の「所得税・個人住民税等の緊急対応」である。

- 所得税に関して、大震災による損失について雑損控除と災害減免法による減免との選択を平成六年分所得税に前倒し適用する等の措置を講じるとともに、災害減免法の適用対象者の所得要件を六〇〇万円から一〇〇〇万円に引き上げること等により同法による所得税負担の軽減免除の拡大を行った。
- 個人住民税等に関して、大震災による損失について雑損控除を平成七年度分個人住民税に前倒し適用するとともに、住宅・家財等に甚大な損害を受けた場合の個人住民税及び個人事業税の減免措置に係る所得要件の基準を引き上げた。

(3) しかしながら、今回の大震災は、前述の

— 以上の措置は、二月二〇日に、『阪

淡路地域にとどまらず、わが国経済社会全

神・淡路大震災の被災者等に係る国税

関係法律の臨時特例に関する法律」、

「地方税法の一部を改正する法律」等として公布・施行されている。

(4) これと並行して、与党税調では、被害の

実態、関係各方面の声等に十分耳を傾けながら、「大震災からの力強い早期再生」に向けての、税制面での「更なる対応」について鋭意検討を進めてきた。その際、

① 被災地における生活・事業活動の基盤を一日も早く旧に復しその継続性を確保することが、地域経済の復興や地域社会の安定という観点、更にはわが国経済社会全体の見地から重要であること、

② 被災地域における新しいまちづくりという視点をも重視する必要があること、等の視点を特に重視することとし、以下に示すとおり、国税・地方税を通じた税制として成しうる最大限の措置をとりまとめた。

なお、今後においても、必要に応じて適切な対応を行うものとする。

二 主要な事項のあらまし

1 被災者・被災企業の被害に対する早急な対応

(1) 直面する被害への対応

今回の大震災により被災した個人や企業は、速やかに生活や事業活動を建て直す必要に迫られているが、これができるだけ円滑に進められるよう、税制面から

も、被災者・被災企業が直面している被害の実態等を十分斟酌し、必要な配慮を行ふものとする。このため、上述の「所得税・個人住民税等の緊急対応」(一月八日決定、二月二〇日から実施済)に引き続き、以下の措置を講じる。

(国税関係)

① 大震災により住宅が居住の用に供することができなくなった場合の住宅取

得促進税制の適用の特例

住宅取得促進税制の対象となつてゐる住宅が、大震災により居住の用に供することができなくなった場合においては、六年の控除期間のうち残存期間について、住宅取得促進税制の適用を認める。

② 財形住宅貯蓄等の要件に該当しない払出しの遡及課税等の特例

勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄については、あらかじめ定められた要件に

該当しない払出しを行う場合には利子等に対する遡及課税等が行われるが、

大震災により被災した個人が預貯金等を取り崩し生活資金に充てる場合を念頭において、これを行わないこととする。

(3) 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

現在、停止されている「法人税の一年繰戻し還付制度」について、欠損金のうちに大震災による損失がある場合には、その停止措置を解除することとし、前年の法人税額のうち「震災損失額に対応する部分の税額」を還付する。

(注) 還付税額

$$= \frac{\text{前年の法人税額} \times \text{震災損失額}}{\text{前年の所得税額}}$$

ただし、その還付税額が「震災損失額の二分の一に対応する部分の税額」に満たない場合には、その満たない部分について、二年前の法人税額を限度として、更に一年遡って還付することとする。

この還付は、仮決算による中間申告時においても行えることとする。

④ 法人の利子・配当等に係る源泉所得
税額の還付

法人が支払いを受ける利子・配当等について源泉徴収された所得税額のうち、法人税額から控除しきれなかった部分については、現在、還付が停止されているが、大震災による損失がある場合には、その停止措置を解除し、震災損失額を限度として、その控除しきれなかつた部分を還付する。

この還付は、仮決算による中間申告時においても行えることとする。

⑤ 応急仮設住宅の敷地等に係る地価税の免除

災害救助法に基づく応急仮設住宅の敷地（平成七年六月三〇日までに地方公共団体に一定の要件で貸し付けられる土地）について、平成七年分の地価税を免除する。

（地方税関係）

⑥ 平成七年度における災害減免通達を基準とした地方税の减免

大震災の被災者に係る地方税（個人住民税、個人事業税、固定資産税等）について、基本的には、平成七年度においても、平成六年度に準じて、災害

减免通達を基準として减免措置を講じる。

（注）平成六年度及び平成七年度の减免措置については、歳入欠かん債の発行により市町村分七五%が特別交付税により措置し、地方団体の財政運営への適切な配慮を行なうこととされている。

（2）被災資産の利用実態等を踏まえた対応

今回の大震災により、個々の被災者の保有資産に甚大な損害が生じているのみならず、広い地域にわたり土地利用等が著しく制約を受けざるを得なくなつた。このため、災害减免法等で予定している通常の灾害損失への配慮に加え、特に地価税等の税負担について、被災土地等の利用実態等に着目した対応を行う必要があることから、以下の措置を講じる。

（国税関係）

① 被災土地等に対する地価税の减免

大震災に伴う建物の滅失・損壊や土地の地割れ等により、著しい利用の制約が生じた土地等に対する地価税については、次のとおり、被害の状況に応じて减免する。

② 相続税・贈与税における被災土地等への配慮、及び災害减免法の適用基準の緩和

相続税・贈与税において、大震災の被災日前の相続又は贈与で被災日以降

・ 滅失した建物又は通常の修繕による原状回復が困難な建物の敷地等については、平成七年分から平成九年分までの地価税を免除する。

・ 地割れ、崖崩れ等相当な被害を受けた土地等について、その被害を受けた部分に係る平成七年分の地価税を免除する。

・ 建物等が損壊し、その床面積の二分の一以上の部分が被災日から一定期間継続して利用されなかつた場合には、その建物等の敷地等について、平成七年分の地価税を免除する。

・ なお、建物等が損壊し、売上金額等稼働状況を示す一定の指標が、被災日からの一定期間において前年同期の二分の一以下の水準となつた場合も同様とする。

・ 電気、水道等の供給が被災日から一定期間継続して行われなかつた土地等について、平成七年分の地価税の二分の一を免除する。

に申告期限が到来する者について、土地等の価額を相続開始日又は贈与の日ではなく、特例として、被災直後の価額によることができるものとする。

また、災害減免法による相続税・贈与税の減免措置の適用基準を緩和し、土地等を除いた財産の価額の一〇分の一以上の被害を受けた場合についても、減免の対象とする。

(地方税関係)

③ 事業の休止及び代替事業所用家屋の新增設に係る事業所税の减免

事業に係る事業所税（資産割）について、大震災により事業所用家屋が損壊した場合、休止していた期間に応じた减免を行う。

また、新增設に係る事業所税について、大震災により滅失・損壊した事業所用家屋に代わるものを作成した場合、滅失・損壊した床面積相当分について減免を行う。

2 被災地における生活・事業活動の復旧等への対応

(1) 生活の本拠としての「住宅」確保の支

援

今回の大地震による被災者の中には、これまで住んでいた住宅を失い、新たに住宅を取得しなければならない者が多数に上っている。今後、どのようにして生活の本拠である住宅を確保していくかと

いう点につき、税制面からも、住宅の需要・供給両面から必要な支援を行うものとする。このため、以下の措置を講じる。

(国税関係)

① 給与所得者等が住宅資金の貸付けを受けた場合の課税の特例

大震災により自己の住宅が滅失・損壊した従業員が、企業から住宅の取得等を目的とした無利子ないし低利融資を受ける場合、そうした企業の被災従業員への配慮を最大限尊重して、従業員が受けける経済的利益（フリンジ・ベネフィット）には、所得税を課さない。

② 被災住宅等に代替する住宅等を取得する場合の登録免許税の特例

大震災によって滅失・損壊した住宅等に代えて新たに取得する住宅等について、所有権の保存・移転登記、これ

を目的として同時にされる抵当権の設定登記に係る登録免許税を免税とする。

大震災により滅失・損壊した住宅の所有者等が、これに代わるものを作成

③ 住宅資金等の借用証等の印紙税の特例

大震災により被災を受けた個人が、政府系金融機関・地方公共団体等が行う住宅資金等の特別貸付制度を利用する際に作成する借用証等（消費貸借に関する契約書）について、印紙税を非課税とする（法人等の事業資金の特別貸付制度についても、同様の取扱いとする）。

一〇年一月一日までに取得した場合に、

三年間、固定資産税及び都市計画税の

二分の一を軽減する。

また、平成九年度分までの固定資産

税及び都市計画税について、従前、住

宅用地であった土地に住宅が建設され
るまでの間は、住宅用地の認定につい
て弾力的に取り扱えるよう措置する。

⑥ 被災家屋に代替する家屋を取得する
場合の不動産取得税の减免

大震災によって滅失・損壊した家屋

に代えて新たに取得する家屋について、
滅失・損壊した家屋の床面積相当分の
不動産取得税を减免する。

(2) 被災企業の再建、地域経済の復旧・復
興への支援

工場・店舗等の建物、生産設備など事
業活動に不可欠な資産が滅失・損壊する
など、大震災による被害は、大企業・中
小企業を問わず、極めて甚大であった。
これら被災企業の再建及び、それを通じ
た地域経済の復旧・復興は、雇用の確保
を含め、わが国の経済の維持・発展と
つて極めて重要な課題であると考えられ
る。

このため、以下のような支援措置を講

じる。

(国税関係)

① 被災土地等事業用資産の買換えを行
う場合の譲渡益課税の特例

大震災により被害を受けた企業の事
業継続の観点から、被災前と同じ場所
で工場等を建て直して事業を継続する
場合や、他の地域に移転して事業を継
続する場合のいずれについても、これ
を支援する必要がある。

また、被災した企業以外の企業が、
被災地で新たに事業活動を開始するこ
ともこの地域の経済の復興という観点
からは有意義であると考えられる。

被災地における、このような様々なな
態様の設備投資等を促進する観点から、
・ 大震災により滅失した建物又は通
常の修繕による現状回復が困難な建
物の敷地の用に供されていた土地の
区域（「被災区域」）内にある土地
等を譲渡し、土地、建物その他の減
価償却資産を取得する場合

・ 「被災区域」外にある土地等を譲
渡し、「被災区域」内の土地、建物
その他の減価償却資産を取得する場
合

加え、新たに、原則として一〇〇%
の割合により、圧縮記帳による課税
の繰延べができることとする。

(地方税関係)

② 被災資産に代替する資産等について
の特別償却

大震災により滅失又は損壊した建物、
構築物、機械装置の代替資産の取得等
を支援するため、新たに、特別償却を
認める。

(地方税関係)

③ 被災した事業用家屋や償却資産に代
替して取得する資産に対する固定資產
税等の特例

大震災により滅失・損壊した事業用
家屋・償却資産の所有者等が、これに
代わるものと同様のものを平成一〇年一月一日まで
に取得した場合に、三年間、固定資產
税（事業用家屋については都市計画税
を含む。）の二分の一を軽減する。

なお、公共性の高い事業に係る償却
資産で、固定資産税の負担について特
に個別に配慮する必要があるものにつ
いては、その被害の状況、税負担の見
通し等が明らかになるのを待って検討
を行い、課税時期に遅れないよう適切
に対応する。

(3) 新しいまちづくりへの支援

今回の大震災は、阪神・淡路地域に対して広域的、面的な被害を与えた。このため、この被災地域の全体としての緊急かつ秩序ある再建が求められているが、その際には、快適で良好な市街地の形成、災害に強く安心して生活・事業活動のできる都市づくりという観点が極めて重要である。

先般、「被災市街地復興特別措置法」が緊急に制定されたのは、このような背景・趣旨によるものであり、税制面からも、こうした被災地域における新しいまちづくりを支援する必要がある。このため、現行の土地譲渡益課税等の特例を十分活用することに加え、以下のような新たな措置を講じる。

(国税関係)

- ① 土地譲渡益課税の特例
- (7) 新しいまちづくりに向けて「被災市街地復興特別措置法」に基づいて行われる土地区画整理事業や第二種市街地再開発事業に関する土地譲渡所得課税の特例措置を設ける。
- 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が被災市街地復興推進地域等内で行う第二種市街地再開発事業等の施行区域内にある土地等を、これらの事業の施行者に代わって土地開発公社等が事業計画前に買い取る場合について、五〇〇〇万円特別控除を適用するととも
- 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が被災市街地復興推進地域内で行う土地区画整理事業の施行に伴い、次に掲げる場合について、取得価額の引継ぎによる課税の緩和を認める。

一 宅地の一部について換地を定めない旨の申し出をし、交付される清算金に代えてその換地に施行者が建設する住宅を取得する場合

一 宅地の全部について換地を定めない旨の申し出をし、交付される清算金に代えてその施行者が建設する住宅等を取得する場合

(地方税関係)

- ② 「被災市街地復興特別措置法」に基づく土地区画整理事業に係る不動産取得税等の特例
- 被災市街地復興推進地域内において行われる土地区画整理事業について、次の不動産の取得について、不動産取得税及び特別土地保有税を非課税とする。
 - ・ 复興共同住宅区内の土地の共有持分の取得
 - ・ 宅地の一部について換地を定めない旨の申し出をし、交付される清算金に代えてその換地に施行者が建設

に、住宅・都市整備公団に代わって土地開発公社が買い取る場合について、個人の場合は、軽減税率を適用する（法人の場合は、一般的の土地譲渡益追加課税制度の適用除外）。

3 その他

する住宅の取得

宅地の全部について換地を定めない旨の申し出をし、交付される清算金に代えて施行者が施行地区外において建設又は取得する住宅等の取得公営住宅等の用に供するための保留地の取得

- 提出期限が確定申告書の提出期限と同一となる場合には、中間申告書の提出を要しないこととする。

また、地方税における法人関係税の中間申告に関しても、同様の措置を講じるものとする。

③ 消費税の届出書の提出の特例

大震災による甚大な被害状況を踏まえ、消費税の課税事業者選択届出書等

行政改革の新たな展開の基本方向

規制緩和の基本的考え方と推進体制

地方行財政改革の基本方向

従軍慰安婦問題の解決方向について

地方分権の基本的考え方

〔資料〕

政
策
資
料

(九五年一月~三日)

その他

① 指定寄附金制度の活用

一般に募集される以下の寄附金を指定寄

- 学校法人、社会福祉法人等の公益法人等が設置する公益の用に供される建物等で大震災により滅失又は損壊したものの復旧のため、一定の要件の下にその公益法人等が募集する寄附金（その寄附金の募集につき主務官庁が適正と認めたものに限る。）

④ その他、税制上の必要な措置を講じる。

- なお、以上述べた税制面の取組みの具体的な内容は、別添の「一覧表」に整理しておきたい。

「特集」 一九九五年度税制改正大綱

- ## 〔資料〕 特殊法人改革について 地方分権の推進－経過と当面のまとめ 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」 の見直し

三月

- 「特集」 阪神大震災関係
兵庫県南部地震災害対策(一次集約)
衆議院本会議緊急質問
" 代表質問

② 法人税等の中間申告の特例

- 国税通則法による申告期限の延長により、法人税、消費税の中間申告書の

阪神・淡路大震災への 税制上の対応一覧表

この特例は、平成六年分の給与等につき年末調整を行っている給与所得者についても確定申告を通じて適用する。

計算上、必要経費に算入することができる特例を設ける。

(2) 災害減免法の特例

阪神・淡路大震災（以下「大震災」という。）が、平成六年分所得税の申告期限前という特殊な時期に発生したこと等を踏まえ、緊急の対応として、平成六年分所得税及び平成七年度分個人住民税について、大震災による損失に係る特別な措置を講じることとした（二月八日）。これを盛り込んだ「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」、「地方税法の一部を改正する法律」等は、平成七年二月二〇日に公布、施行されている。

大震災により住宅や家財について甚大な被害を受けたときは、上記(1)との選択により、平成六年分の所得税について、災害減免法（災害被災者に対する租税の减免、徵収猶予等に関する法律）による軽減免除の適用を受けることができる特例を設ける。

なお、災害減免法の所得税の軽減免除又は徵収猶予等の適用対象となる者の所得限度額を一〇〇〇万円（改正前六〇〇万円）

に引き上げるとともに、軽減免除の対象となる所得限度額を次のとおり引き上げることとし、平成六年分の所得税から適用する。

区 分 改正前 改正後

全額免除	三〇〇万円まで	五〇〇万円まで
二分の一免除	四五〇万円まで	七五〇万円まで
四分の一免除	六〇〇万円まで	一〇〇〇万円まで

(1) 個人住民税の減免措置等
平成六年度において、申告等の期限の延長等を行うとともに、個人住民税、固定資産税等の地方税の減免措置を講じた。（都道府県・市町村において自主的に処理する事項）

(2) 雜損控除の特例

大震災により住宅や家財等の資産について損失を受けたときは、個人住民税において、平成六年中の所得（平成七年度課税分）につき、当該損失の金額を雑損控除の適用対象とすることとした。

(3) 災害減免通達における所得要件の改正

大震災により住宅や家財等について損失が生じたときは、平成六年分の所得において、その損失の金額を雑損控除の適用対象として、その損失の金額を平成六年分の事業所得等の金額の

1 所得税関係

(1) 雜損控除の特例

大震災により住宅や家財等について損失が生じたときは、平成六年分の所得において、その損失の金額を平成六年分の事業所得等の金額の

(3) 被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例

(1)との関連で、大震災により事業用資産等について損失が生じたときは、その損失の金額を平成六年分の事業所得等の金額の

2 個人住民税等関係

〈個人住民税の場合〉

〈個人事業税の場合〉

生活・事業活動の復旧等への対応の観点から、
次のとおり措置する。

から平成八年一月一六日までの間に払
い出されたものについて適用する。

1 被災者・被災企業の被害に対する 早急な対応

(法人税関係)

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

法人の平成七年一月一七日から平成八年
一月一六日までの間に終了する各事業年度

において生じた欠損金額のうちに震災損失
金額がある場合には、当該事業年度開始の
年前一年以内に開始した事業年度（以下
「比較対象事業年度」という。）の法人税

額のうち震災損失金額に対応する部分の金
額（震災損失金額の二分の一相当額が比較
対象事業年度の所得金額を超える場合には、
前二年以内に開始した各事業年度の法人税

額のうち震災損失金額の二分の一相当額に
達するまでの金額に対応する部分の金額）

を還付する。この還付は、仮決算による中
間申告時の申請においても行うことができる
こととする。

(1) 大震災により住宅が居住の用に供するこ
とができなくなった場合の住宅取得促進税
制の適用の特例
住宅取得促進税制の対象となっている住
宅が、大震災により居住の用に供すること
ができなくなった場合においては、六年の
控除期間のうち残存期間について、住宅取
得促進税制の適用を認める。

(2) 財形住宅貯蓄等の要件に該当しない払 しの遡及課税等の特例

勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産
形成年金貯蓄につき、要件に該当しないこ
となる払出しが行われた場合において、
その払出しが大震災により被害を受けたこ
とに伴うものであるときは、当該払出しに
係る利子、収益の分配又は差益については
課税対象とはせず、非課税貯蓄としての払
出しを認めるとともに、遡及課税も適用し
ない。

(注) 上記の措置は、平成七年一月一七日

法人の利子・配当等に係る源泉所得税額
の還付

阪神・淡路大震災への税制面での「更なる
対応」として、①被災者・被災企業の被害に
対する早急な対応の観点、②被災地における

区分	損傷の程度		所得の限度額	
	5/10以上	3/10以上 5/10未満	改正前	改正後
全額免除	1/2 軽減	300万円まで	500万円まで	
1/2 軽減	1/4 軽減	450万円まで	750万円まで	
1/4 軽減	1/8 軽減	600万円まで	1,000万円まで	

区分	損傷の程度		所得の限度額	
	1/2 以上		改正前	改正後
全額免除		300万円まで	500万円まで	
1/2 軽減		450万円まで	750万円まで	
1/4 軽減		600万円まで	1,000万円まで	

一月一六日までの間に終了する各事業年度において生じた震災損失金額がある場合には、当該事業年度における利子・配当等に係る所得税額の控除限度額は、現行の控除限度額（所得税額等の控除前の法人税額）に震災損失金額相当額を加算した金額とし、当該事業年度の法人税額から控除しきれなかつた利子・配当等に係る所得税額を還付する。この還付は、仮決算による中間申告時において行うことができることとする。

(5) (相続税・贈与税関係) 課税価格の計算の特例

① 平成七年一月一六日以前の相続又は贈与に係る相続税又は贈与税で、平成七年一月一七日以後に申告期限が到来するものについては、その課税価格の計算上、指定地域内の土地等及び一定の非上場株式等（同日において相続人等が所有していたものに限る。）の価額は、大震災の発生直後の価額によることができる」とする。

この場合、平成七年一〇月三〇日までに申告期限が到来するものについては、その申告期限を平成七年一〇月三一日まで延長する。

② 平成七年一月一七日から三年以内に開始した相続により、指定地域内にある土

地等で相続開始前三年以内に取得等をした土地等についての課税価格の特例措置の対象となるもの（被相続人が平成七年一月一六日までに取得したものに限る。）を取得した場合には、申告期限において相続人が当該土地等を所有している場合に限り、当該特例措置を適用しないことができる」とする。

(6) (灾害減免法による减免措置の適用基準の緩和)

土地等を除いた財産の価額の一〇分の一以上の被害を受けた場合においても災害减免法による减免措置を適用できることとする。

(注) 現行は、すべての財産の価額の一〇分の一以上の被害を受けた場合のみ適用できる。

- ② 大震災により土地が相当な被害を受けた場合には、その相当な被害を受けた部分の土地等について、平成七年の課税時期に係る地価税を免除する。
- ③ 大震災により建物等が損壊し、その床面積の二分の一以上の部分が被災から一定期間使用されなかつた場合には、当該建物等の用に供されていた土地等及び当該建物等と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地等について、平成七年の課税時期に係る地価税を免除する。
- ④ この措置の適用において、当該建物等に係る事業活動の稼働状況を示す一定の指標の被災から一定期間における数値が当該指標の前年同期（又はそれに類する期間）における数値の二分の一以下であるときは、当該建物等の床面積の二分の一以上の部分が被災からの一定期間使用されなかつたものとみなす。
- ⑤ 大震災により電気、水道その他特定の経済活動基盤のうちの一つの供給が被災から一定期間断たれた土地等について、平成七年の課税時期に係る地価税の二分の一を免除する。

(7) (地価税関係) 被災土地等に対する地価税の减免

① 大震災により滅失をした建物等又は通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊をした一定の建物等の用に供されていた土地等及び当該建物等と一緒に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地等について、平成七年から平成九年までの各年の課税時期に係る地価税の免

(8) 応急仮設住宅の敷地等に係る地価税の免

- を免除する。
- ② 大震災により土地が相当な被害を受けた場合には、その相当な被害を受けた部分の土地等について、平成七年の課税時期に係る地価税を免除する。

大震災の被災者のための災害救助法の規定に基づく応急仮設住宅の用に供する土地

等（平成七年六月三〇日までに関係府県知事又は関係市町長に一定の要件で貸し付けられる土地等に限る。）について、平成七年の課税時期に係る地価税を免除する。

（個人住民税・個人事業税・自動車税・固定資産税関係）

(9) 平成七年度における災害减免通達を基準とした地方税の减免

大震災の被災者に係る地方税について、基本的には、平成七年度においても、平成六年に準じて、灾害减免通達を基準として减免措置を講じる。（都道府県・市町村において自主的に処理する事項）

（事業所税関係）

（10）被災事業所用家屋で行っていた事業を休止した場合の資産割に係る事業所税の减免

大震災により事業所用家屋が損壊したことに伴い、当該事業所用家屋で行っていた事業を休止した場合、当該休止した事業の用に供する事業所用家屋に係る床面積相当分について、事業の休止期間に応じ、資産割に係る事業所税の减免措置を講じる。（市町村において自主的に処理する事項）

(11) 被災事業所用家屋に代替する事業所用家屋を新增設した場合の新增設に係る事業所税の减免

大震災により滅失・損壊した事業所用家屋に代わるものと認められる事業所用家屋を新增設した場合、従前の事業所用家屋に係る床面積相当分について、新增設に係る事業所税の减免措置を講じる。（市町村において自主的に処理する事項）

2 被災地における生活・事業活動の復旧等への対応

（1）給与所得者等が住宅資金の貸付けを受けた場合の課税の特例

大震災により自己の住宅が滅失し、又は損壊した給与所得者等が、住宅の取得等に要する資金に充てるため、その者に係る使用者等からその資金の貸付けを使用人である地位に基づき無利息又は低い金利による利息で受けた場合には、その無利息又は低い金利による利息で受けたことに伴う経済的利益については、所得税を課さない。

（注）上記の措置は、当該資金の貸付けを平成七年一月一七日から平成八年一二月三一日までの間に受けた場合について適用

(12) 被災事業所用家屋に代替する事業所用家屋を新增設した場合の新增設に係る事業所税の减免（所得税・法人税関係）

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却税の减免

被災市街地復興特別措置法に規定する住宅被災市町村とされた市町村の区域内において取得する一定の優良な賃貸住宅について、五年間、耐用年数四五年以上のもにあっては、七〇%、耐用年数四五年未満のもにあっては五〇%の割増償却を認める。

（注）上記の措置は、平成七年四月一日から

平成一〇年三月三一日までの間に取得して、賃貸の用に供する賃貸住宅について適用する。

(3) 被災土地等事業用資産の買換えを行う場合の譲渡益課税の特例

次の事業用資産の買換えについて、一定の要件の下に、それぞれに掲げる課税繰延割合により圧縮記帳を認める。

① 被災区域である土地等又はこれらとともに譲渡をする建物若しくは構築物（平成七年一月一七日以後に取得されたものを除く。）から、国内にある土地等、建物その他の減価償却資産への買換え（課税繰延割合は一〇〇%（平成一〇年度以後は、八〇%））

② 被災区域である土地以外の土地の区域

内にある土地等、建物又は構築物から、

被災区域である土地等又はその土地の区域内にある建物その他の減価償却資産への買換え（課税繰延割合は、原則として一〇〇%（平成一〇年度以後は、八〇%）。ただし、買換資産が、既成都市区域内（自己が所有していた土地の区域を除く。）にある土地、建物その他の減価償却資産である場合には、八〇%（平成一〇年度以後は、六〇%）とする。）

（注）1 上記の「被災区域」とは、大震災により滅失（通常の修繕によっては現状回復が困難な損壊を含む。）をした建物等の敷地の用に供された土地及び当該建物等と一緒に事業の用に供されていた土地の区域をいう（下記④において同じ。）。

2 上記の措置は、平成七年一月一七日から平成一二年三月三一日までの間に譲渡をし、平成七年一月一七日以後に取得する資産について適用する。

（4）被災資産に代替する資産等についての特別償却

建物、構築物若しくは機械装置で大震災により滅失し、若しくは損壊した建物、構

築物若しくは機械装置の代替資産又は被災

区域及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において取得する一定の建物、構築物若しくは機械装置について、建物又は構築物については取得価額の一五%（平成一〇年度以後は取得するものは、一〇%）（中小企業者等が取得するものには、一八%（同一二%）とする。）、機械装置については取

得価額の三〇%（平成一〇年度以後に取得するものは、二〇%）（中小企業者等が取得するものには、三六%（同一四%）とする。）の特別償却を認める。

（注）上記の措置は、平成七年一月一七日から平成一二年三月三一日までの間に取得して、事業の用に供する資産について適用する。

（5）土地譲渡益課税の特例

- ① 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が被災市街地復興推進地域（大震災により被害を受けた市街地の土地の区域として、被災市街地復興特別措置法の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域をいう。以下同じ。）内で行う土地等を事業計画決定前に買い取る場合について、一定の要件の下に、五〇〇〇万円特別控除の適用を認める。
- ② 被災市街地復興推進地域等内で行う第二種市街地再開発事業等の施行区域内にある土地等を、住宅・都市整備公団に代わって土地開発公社が買い取る場合について、個人の場合は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期

万円特別控除の適用を認める。

② 被災市街地復興推進地域内で行われる地区画整理事業の施行に伴い、次に掲げる場合について、一定の要件の下で、取得価額の引継ぎによる課税の繰延べの特例の適用を認める。

① その宅地の一部について換地を定めた旨の申出をし、交付される清算金に代えてその換地に施行者が建設する住宅を取得する場合

② その宅地の全部について換地を定めた旨の申出をし、交付される清算金に代えてその施行者が施行地区外において建設等をする住宅等を取得する場合

③ 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が被災市街地復興推進地域等内で行う第二種市街地再開発事業等の施行区域内にある土地等を、これらの事業の施行者に代わって土地開発公社等が事業計画決定前に買い取る場合について、一定の要件の下に、五〇〇〇万円特別控除の適用を認める。

④ 被災市街地復興推進地域等内で行う第二種市街地再開発事業等の施行区域内にある土地等を、住宅・都市整備公団に代わって土地開発公社が買い取る場合について、一定の要件の下に、五〇〇〇

譲渡所得の軽減税率の特例の適用を認め、法人の場合は、一般的土地譲渡益追加課

税制度の適用除外とする。

⑤ 被災市街地復興推進地域等内で行われる施行地区要件が緩和された第二種市街地再開発事業に伴う土地等の買取りについて、五〇〇〇万円特別控除の適用を認める。

⑥ 被災市街地復興特別措置法に規定する住宅被災市町村とされた市町村の区域内の土地等が、平成七年四月一日から平成九年三月三一日までの間に、大震災の復旧事業の用に供する等のために地方公共団体又は住宅・都市整備公団等に買い取られる場合について、二〇〇〇万円特別控除の適用を認める。

⑦ 次の場合について、一五〇〇万円特別控除の適用を認める。

(1) 被災市街地復興推進地域内の土地等が被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等に買い取られる場合

(2) 被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するための保留地の対価を取得する場合

(登録免許税関係)

(6) 被災建物に代替する建物を取得する場合の登録免許税の特例

大震災により自己の所有する建物を失った者が取得する建物に係る次の登記を免税とする。

① 建物の所有権の保存又は移転の登記で、大震災により自己の所有する建物を失ったことを証明する書類を添付して受けるもの

② 上記①の建物の新築又は取得をするための資金の貸付けに係る債権を担保するために受ける当該建物を目的とする抵当権の設定登記で、上記①の登記と同時に受けるもの

(注) 上記①及び②の措置は、平成七年四月一日から平成一二年三月三一日までの間に受けた登記について適用する。

(7) (印紙税関係)
特例
消費貸借に関する契約書に係る印紙税の(印紙税関係)

政府系金融機関又は地方公共団体等が大震災により被害を受けた者を対象として行う住宅資金、設備資金、運転資金等の特別貸付けに関して作成される消費貸借に関する契約書のうち、平成七年一月一七日から平成一〇年三月三一日までの間に作成され

るものについて、印紙税を課さない。

(8) (不動産取得税・特別土地保有税関係)
被災市街地復興推進地域内において行われる土地区画整理事業に係る不動産取得税等の特例

被災市街地復興特別措置法に基づき被災市街地復興推進地域内において行われる土地区画整理事業に伴う次に掲げる不動産の取得について、不動産取得税及び特別土地保有税の非課税措置を講じる。

① 復興共同住宅区内の土地の共有持分の取得

② 宅地の一部について換地を定めない旨の申し出をし、交付される清算金に代えて施行者が施行地区外において建設又は取得する住宅等の取得

③ 宅地の全部について換地を定めない旨の申し出をし、交付される清算金に代えて施行者が施行地区外において建設又は取得する住宅等の取得

④ 公営住宅等の用に供するための保留地の取得

(9) (固定資産税・都市計画税関係)
被災資産に代替する資産を取得した場合の固定資産税等の特例

大震災により滅失・損壊した家屋・償却

資産の所有者等が、これに代わる家屋・償却資産を平成一〇年一月一日までに取得した場合に、家屋にあっては、従前の床面積に相当する部分について、三年間、固定資産税額及び都市計画税額の二分の一を減額し、償却資産にあっては、従前の資産に対応する資産について、三年間、固定資産税の課税標準を価格の二分の一の額とする。

(10) 住宅用地に係る固定資産税等の特例

大震災により住宅が滅失・損壊した場合、平成九年度分までの固定資産税及び都市計画税について、従前、住宅用地であった土地に、住宅が建設されるまでの間は、住宅用地の認定を弾力的に取り扱えるよう措置する。

(不動産取得税関係)

(11) 被災家屋に代替する家屋を取得した場合の减免

大震災により滅失・損壊した家屋に代わるものと認められる家屋を取得した場合、従前の家屋の床面積相当分について、不動産取得税の减免措置を講じる。(都道府県において自主的に処理する事項)

(国税関係)
(1) 指定寄附金制度の活用

以下の寄附金を指定寄附金の対象とする。
① 学校法人、社会福祉法人等の公益法人等が設置する公益の用に供される建物等で大震災により被災又は損壊したもの

復旧のため、一定の要件の下にその公益

法人等が募集する寄附金(その寄附金の募集につき主務官庁が適正と認めたものに限る。)

② 大震災による被災者の救済活動の支援のため、全国社会福祉協議会が募集する寄附金

(2) 買換え特例に係る買換資産の取得期間等の延長

居住用財産及び特定の事業用資産の買換等の特例等について、大震災のため、その買換資産等を予定期間内に取得等をすることが困難であるときは、一定の要件の下に、当該予定期間の延長を一年の範囲内で認めること。

(5) 消費税の届出書の提出に係る特例

大震災により被災した事業者について、消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る適用関係の特例を設ける。

(地方税関係)

(6) 法人関係税の中間申告に係る特例
法人関係税の中間申告について、中間申告書の提出期限が延長されたことにより確定申告書の提出期限と同一の日となる場合は、中間申告書の提出を要しないこととする。

る法律(仮称)の制定により、商法等における最低資本金に関する経過措置の特例が延長されるのに併せて、利益の資本組入れに係るみなし配当の所得税の非課税措置等及び増資登記等に係る登録免許税の軽減措置の適用期限を一年延長する。

3 その他

阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する

その他、国税・地方税を通じ必要な措置を講じる。

〔参考〕

大震災に対する税務執行面での対応

国税庁は、阪神・淡路大震災に関し、次のような税務執行上の取扱いを既に明らかにしているところであります。参考までに添付する。

第一 申告等の期限関係

1 申告等の期限の延長

大震災により多大な被害を受けた神戸市等一八市町の納税者に対して、地域指定により国税に関する申告・納付等の期限の延長を行った。

2 申告等の期限の取扱い（三月七日公表）

指定地域内の個人納税者が、大震災の被害を受けたことにより平成六年分の所得税・消費税の確定申告・納付を相当の期間できない場合には、その申告・納付を平成八年三月までに行えばよいこととした。

指定地域における上記以外の申告等については、その期限を平成七年五月末とすることとした。

第二 各税目関係

1 所得税

雑損控除の適用に当たり、納税者の便宜を考慮し、簡易な方法により損害額を計算できるよう取り扱う。

2 法人税

(1) 募金団体を通じた兵庫県等の地方公共団体に対する寄附が円滑に行われるよう、寄附金控除等に関する募金団体に対する税務上の確認手続きを簡素化する。

(2) 災害損失特別勘定（修繕費用等の見積額）の損金算入

・ 災害のあった日を含む事業年度において、災害のあった日から一年以内に支出する災害により損壊等をした棚卸資産及び固定資産の修繕等のための費用の適正な見積額を、災害損失特別勘定に繰り入れ、損金に算入することを認める。

・ 一年を経過した日を含む事業年度において、災害損失特別勘定の残額がある場合には、その残額を取り崩して益金に算入することとするが、やむを得ない事情により修繕等が遅れているときは、税務署長の確認を受けてその修繕が完了するまで取崩しを延長することとした。

とができる。

(3) 復旧費用

被災資産の被害前の効用を維持するための補強工事等に要する費用は、現行の取扱いにかかわらず、修繕費として取り扱う。

(4) 貸借資産等に係る補修費

貸借人又は売主である法人が、補修義務のない貸借又は販売等をした建物等の資産について補修をし、その補修費用を支出した場合には、修繕費として損金に算入することを認める。

(5) 従業員に対する災害見舞金

災害を受けた自己の役員又は使用人に一定の基準で支給する災害見舞金で、社会通念上相当のものは、福利厚生費として取り扱う。

また、法人が自己の役員や使用人と同等の事情にある専属下請先の役員又は使用人、特約店のセールスマニに対して支給する災害見舞金についても、同様とする。

(6) 被災者用仮設住宅の設置費用

被災者の住居として一時的に使用する場合には、その残額を取り崩して益金に算入することとするが、やむを得ない事情により修繕等が遅れているときは、税務署長の確認を受けてその修繕が完了するまで取崩しを延長することとした。

また、取得した仮設住宅用資材については、実態に即した償却をすることを認める。

(7) 災害復旧費用等の原価外処理

災害復旧費用等について原価外として処理することを認める。

(8) 取引先に対する売掛金の免除等

災害を受けた取引先の復旧過程で復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除した場合には、交際費又は寄附金以外の費用（売上値引等）として取り扱う。

(9) 取引先に対する災害見舞金等

従前の取引関係の維持・回復を目的として支出した災害見舞金品（取引先の復旧過程で支出したもの）は、交際費以外の費用として取り扱う。

(10) 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等

同業団体等の構成員が、災害により事業用資産に損失が生じた場合の相互扶助に関する規約等に基づき、その団体の構成員である被災者に対する見舞金に充てるために賦課され、支出した分担金等は、

(4) 被災酒類に係る酒税額の還付手続きを簡素化している。

融資

寄附金以外の費用として取り扱う。

(11) 取引先に対する低利又は無利息による融資

災害を受けた取引先の復旧過程で復旧支援を目的として行う低利又は無利息による融資は、寄附金としては取り扱わない。

(12) 自社製品等の被災者に対する提供

一般の被災者に自社の製品等を提供するために要した費用は、広告宣伝費に準ずるものとして取り扱う。

3 相続税・贈与税

応急仮設住宅用地として相続税・贈与税の納税猶予適用農地を市町村に一時使用させる場合について、一定の要件の下で、納税猶予の継続等を認めることとする。

4 酒税

また、自治省は、阪神・淡路大震災に関し、次のような税務執行上の取扱いを二月二〇日に関係地方団体に通知しているところである。
国と地方団体の税務行政運営上の協力の推進
被災者が多く、所得税・住民税等の申告等が多數行われると予想されること等にかんがみ、国税及び地方税の間において、確定申告書の收受、納税相談、税務広報の推進、賦課徴収に関する資料情報の相互活用の促進等、執務上必要な相互協力を一層推進する。



一九九五・二・一七

特殊法人の改革について

特殊法人の改革については、村山内閣の最重要課題である政治改革の中の主要な柱であり、かつ、政権樹立に当たりその改革の推進について、与党三党間で合意形成が行われたものである。その経過を踏まえ、「与党行革プロジェクト」は、当面する

また、同プロジェクトは、今後、規制緩和や行政機構のあり方など更なる改革に向けて精力的に活動を行うこととしている。

「特殊法人の整理合理化」は行政改革推進のための重要な課題である。それは特殊法人の業務が行政に関係するから、あるいは財政負担を伴うから合理化する必要があるというだけではなく特殊法人が官民の境界領域にあるという性格上、公的部門と民間との間で最適の役割分担を実現して社会経済の効率化を図るという行政改革の大きな目的からみて重要なのである。

従って、現存する九二法人のうち、八一法人について特に検討し、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえ、その役割や意義について抜本的検討を行い、当面、以下のとおり対策を講じるものとする。

1 改革の具体化に当たって総合的に対処すべき事項

(1) 特殊法人の管理運営システムの改善と監視

行政の肥大化の中で、特殊法人の多くは、各省庁の縦割り行政の中に組み込まれているが、経営形態の如何を問わず、

与党政策調整会議					
座長	自 民 党	加 藤 純 一			
座長	社 会 党	関 山 信 之			
座長	さ き が け	菅 直 人			
与党行革プロジェクトチーム					
座長	自 民 党	水 野 清			
座長	社 会 党	山 元 勉			
座長	さ き が け	中 島 章 夫			

その運営の実態は不透明な部分が多く、それらの抜本的改善は急務である。よって、原則的にすべての法人を対象とし、以下のとおり対処することとする。

① 財務内容の公開

特殊法人の多くは独占的事業体であり、経営の合理化努力に疑問を呈される場合が少くない。この実態を改め

るためにも特殊法人の経理について、

会計監査機能の強化等を含め財務内容公開等透明性の確保を図ることが肝要である。

また、民間企業同様、子会社・関連会社が存在し、単独では経営実態がかみ難い法人については、子会社等を含む全体としての財務内容等の情報公開を進めることにより、全体像を明らかにすることが必要である。

② 人事管理の適正化

特殊法人等の役職員は、国家公務員の定員管理に準じて総定員の抑制に努める。また、特殊法人間の人事交流等を恒常的に実施し、特殊法人職員の人事について総合的に対処・管理する道を開く。さらに、いわゆる「天下り」等の問題は国民世論にかんがみ、適切な対策を強化する。

③ 監視システム

以上の課題に適切に対応するために主務官庁とは別に独立した監視機関により、特殊法人の運営の改善状況を監視することが重要である。ただし、行政改革の趣旨に反しないよう、組織の新設は行わず、行政改革委員会の活用を図るとともに会計監査、行政監査も十分活用する。

(2) 雇用問題

特殊法人の整理合理化にともなって生じる職員の雇用問題に対処し、とりわけ、特殊法人間の横断的雇用保障を制度化するため、次のような措置を講じる。

① 機関の創設

内閣または総務庁等に「特殊法人職員の雇用関係に関する対策本部（仮称）」を設置する。特殊法人の整理合理化によって派生する雇用問題については、政府が責任をもつて対処する。

② 労使の協議

特殊法人の統廃合に際しては、当該法人において労使協議を進めるよう指導する。また、こここの法人の労使の独立性・自主性を尊重しつつ、特殊法人にまたがる労使の団体間で協議を進め、横断的な雇用保障を図ることが望まれる。

③ 雇用の確保と安定

合理化に伴って派生する雇用問題については、他の特殊法人（特に同一の所管官庁の法人）の受け入れを優先しつつ、次いで政府・地方公共団体・政府関係機関などの受け入れ措置を講じるとともに、労働条件の悪化をきたさないよう留意する。民間類似企業への就職希望者については斡旋に最大の努力を払う。

2 今後引き続き検討すべき課題

(1) 政府系金融機関の在り方について、引き続き与党間で協議を進め、今国会中に結論を得るものとする。

(2) 認可法人及び公益法人の中には行政の代行的な機能のものもあり、これらについても、その役割、事業運営の在り方などを見直す。

3 以上を前提とし、次の視点に基づき総合的、全般的に検討し、整理合理化案を作成した。

- (1) 使命を終えたもの、或いは縮小した方がよいもの
- (2) 機能が重複しているもの
- (3) 民営化が望ましくなったもの
- (4) 効率が芳しくないもの
- (5) 有効な経営形態への移行が可能なものの

個別法人の改革案一覧表

- 帝都高速度交通営団（営団地下鉄）を完全民営化する。その第一段階として現在建設中の七号線及び一号線が完成した時点を日途に特殊会社化を図る。
- 消防団員等公務災害補償等共済基金の民間法人化を行う。
- 帝都高速度交通営団（営団地下鉄）を完全民営化する。その第一段階として現在建設中の七号線及び一号線が完成した時点を日途に特殊会社化を図る。
- 「別紙1」
- ・ 統廃合、民営化等及び在り方の見直し
 - ・ 新技術事業団と日本科学技術情報センターセーを統合する。
 - ・ 塩専売制を廃止し、日本たばこ産業株式会社の塩専売業（約六〇〇名）を民営化する。
 - ・ 私立学校教職員共済組合と日本私学振興財団を統合する。
 - ・ 社会保障研究所を廃止する。併せて、厚生省の試験研究機関の抜本的再編成を行いう。
 - ・ 畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団を統合する。
 - ・ 石炭鉱山事業団と新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を統合する。
 - ・ アジア経済研究所と日本貿易振興会（JETRO）を統合する。
 - ・ 鉄道整備基金と船舶整備公団を統合する。
 - ・ 中小企業退職金共済事業団と建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合を統合する。
 - ・ 本州四国連絡橋三ルートが概成した時点において、本州四国連絡橋の現行の組織体制を見直す。
- 「別紙2」
- ・ 事業の縮小廃止、地方移管などのスリム化・効率化
 - 〔日本原子力研究所〕
研究開発の進展に応じた運転中の研究施設の見直し及び原子力船「むつ」の解役に伴う原子力船研究開発業務の計画的縮減等により、研究開発事業の効率的実施に努める。
 - 〔農用地整備公団〕
大規模年金保養基地について、地元の意向を踏まえつつ、県に運営委託している施設の県への譲渡等地域利用を図る。
 - 〔新エネルギー・産業技術総合開発機構〕
広域農業開発事業と畜産基地建設事業を廃止する（平成一〇年度日途）。
 - 〔地域振興整備公団〕
産炭地域振興業務について、一定の水準に達した地域の指定解除を進める。また、その他の業務でも、新しい地点の採択は、事業の必要性、緊急性が高いものに限定する。支部、地方事務所等の整理統合を図る。

ルギー関連部門等への重点化を図る。また、アルコール製造部門は、現在独占的に製造している発酵アルコール分野について、競争原理の導入に資する国から民間への製造委託を開始することにより、一層の効率化を図る。

〔石油公団〕

石油自主開発に係る支援制度の運用を改善する。また、国家石油備蓄会社の組織・人員の高効率化を進める。

〔電源開発株式会社〕

保守・管理部門の業務見直しによる人員効率化、工事費低減、調達価格の一層の低減を図る。また、石炭火力の高効率化や排煙の超クリーン化などの時代の要請に応えた取り組みを強化する。

〔日本国有鉄道生産事業団〕

長期債務等の処理、資産処分等の主たる業務が終了した時点で職員の雇用の安定・確保を図ったうえで、整理する。

〔国際観光振興会〕

事業の重点化、部の削減などの本部組織の機構改革、海外の事務所の配置の見直し、国庫補助金の抑制、補助金対象定員の縮減に努める。

〔日本放送協会〕

要因の効率化、営業経費の抑制を図る。受信料については、平成七、八年度は現

行を維持し、九年度についてもできるだけ財政の安定化に努める。また、地方組織の見直しを検討する。

〔簡易保険福祉事業団〕

保養センター・会館の新設は、原則として行わない。また、既存の加入者福祉施設は、施設の統廃合を含め配置を検討する。施設の運営に係る交付金を縮減する。

〔労働福祉事業団〕

労災病院は、役割、機能を見直し、再配置等を検討する。また、労災保険会館等の各種施設は、民間委託などの合理化、業務範囲の見直し、事業の選別重点化を図る。

〔雇用促進事業団〕

移転就職者用宿舎は、厳に新設を抑制し、長期入居者対策の強化、老朽化宿舎の廃止等を推進する。また、労働者福祉施設は、一層の民営化を図り、施設の有効利用が見込み難いものは廃止する。

〔住宅・都市整備公団〕

分譲住宅は、民間でも実施可能なものからは撤退し、質の高い住宅市街地を創出するために必要不可欠な場合や社会的ニーズに対応し先駆的に取り組む場合に限定する。

賃貸住宅は、政策的意義の大きい事業

を重点的に実施し、定期借地権制度など地価負担の少ない方式を活用する。新規の用地取得を伴うものは、特に必要な場合に限定する。

商業・業務系の市街地再開発は、都市機能の再編・整備上の効果の大きい、基盤的な施設の整備と併せて一体的となつた事業に限定し、それ以外のものからは撤退する。

〔日本労働者住宅協会〕

公団が出資する団地の維持・管理の関連会社は、公団との業務分担を整理のうえ、公団を補完する業務に重点化し、民間と競合する大規模修繕工事から段階的に撤退する。

〔日本道路公団〕

現在行っている小規模分譲住宅事業を逐次整理、廃止するとともに、高齢者対応や良好な市街地整備の一環としての事業等に重点化を図る。

〔日本道路公団〕

道路審議会の答申を踏まえ、料金水準、公的助成のあり方、公団の経営力強化のための方策などについて所要の検討を行う。より徹底したコスト意識のもと建設費、管理費等の経費の一層の節減を図る。

関連法人については、広範な見直しを行い、競争の確保や利用者サービスの向上を図る。また、公団の発注する維持管

理業務について、一層の競争の確保を図る。

以上に加え、各特殊法人に共通したものとして、次の措置を講じることとする。

- ① 各特殊法人の民間と競合する会館、宿泊施設等の各種施設の新設を原則として行わない。また、既存施設についても、その運営の民間委託等経営の効率化を進める。
- ② 各特殊法人の海外事務所相互間の連携・強化を密接にし、業務体制を効率化するため、海外事務所の共同化に努める。

一九九五・二・一〇

政府系金融機関の検討に ついて政府と与党の確認事項

政府系金融機関のあり方については、引き続き、与党内の協議を進め、今国会中に、結論を得るものとする。
政府は、この結果を尊重する。

95年統一自治体選挙政策集

人にやさしい政治をいつそうワイドに

日本社会党 選挙政策シリーズ2

〔第一部〕

総論

1. 新しい決意

2. 新しい理念・政策
3. 自治・分権論の実現

〔第二部〕

1. 重慶政策工ッセンス
2. 活力ある経済の実現
3. 信頼される政治・行政の実現

4. 安心・豊かな福祉社会の建設
5. 国民生活の充実
6. 共生社会
7. 國際社会との共生

〔第三部〕

重要政策解説Q&A

- 1. 豊かな地域の実現
- 2. 自治・分権の推進
- 3. 信頼される政治・行政
- 4. 国民生活の充実
- 5. 安心・豊かな福祉社会の建設
- 6. 労働・女性対策の推進
- 7. 共生の社会づくり
- 8. 環境・リサイクル・科学技術
- 9. 農業・漁業・林業の再生
- 10. 交通・情報通信の充実
- 11. 教育・文化・スポーツ
- 12. 外交・防衛・安保の地域課題

発行 日本社会党総合選挙闘争本部
著者 日本社会党政策審議会
編集 日本社会党機関紙広報委員会

価格 1,200円

資料



一九九五・二・一五

規制緩和の具体策（中間とりまとめ）

規制緩和特別部会

はじめに

私たち、昨年、規制緩和問題に関する基本的考え方、今後の規制緩和の視点および基本原則を明らかにした（「規制緩和の基本的考え方と推進体制」参照）。今回、政府が作業中の「規制緩和推進計画」策定に向けて、あらためて社会党の考え方を示すとともに、現時点までに検討した規制緩和項目について当面の具体的措置として提案することとした。

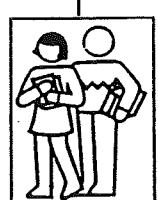
私たち、この中間とりまとめの趣旨ができるかぎり「規制緩和推進計画」に反映されるようにつとめるとともに、引き続き規制緩和推進の諸措置について検討を進めていく。また、与党としても行革プロジェクトを中心に、既往の規制緩和措置の実施状況について監視していくとともに、引き続き必要な措置について検討を加え、与党・政府一体となって規制緩和の推進態勢を強めていく所存である。

なお、今般の阪神大震災の経験に基づき、行政組織の危機管理体制のあり方や、防災上の土地利用・建築規制や保安規制、あるいは被災民の救援や復興対策における手続きのあり方、NPO（非営利団体）の社会的評価とそれに対する法人格付与の問題など、近年の行政改革・規制緩和においてはややもすると軽視されがちな視点の重要性が浮き彫りになった。この教訓は、今後の行政改革、規制緩和、非常時の危機管理、防災対策において十分に活かされ、必要な措置が講じられなければならない。

1 規制緩和の意義

わが国は、明治維新以降、官主導で欧米をモデルとする「追いつき型近代化」を追求し、敗戦後も西側先進国へのキャッチアップ（追いつき）を至上目標として高度成長を遂げ、いまや最先端産業を擁する有数の経済大国となつた。しかし、内外価格差問題、「過労死」に象徴される長労働時間問題、そして高齢化など新たなニーズに対応した社会的インフラの未整備などが指摘されるように、経済発展の成果が生活の豊さの実感と結び付いてこなかつた。

今日、わが国経済社会は、迫り来る超高齢化社会、労働力供給の伸びの鈍化、地球規模の環境問題への対応などの様々な成長制約要因を抱え、さらに冷戦終結後の先進諸国間および南北間の競争の激化などの国際環境の激変に直面している。もはやこれまでのキャッチアップ型の国家目標とそのための経済社会システムは、根本から見直しを迫



られている。企業中心の社会から生活者重視の社会へ、成長から成熟へと経済社会の基本的考え方や枠組みを大胆に転換して、豊さの実感でできるゆとりと活力ある成熟社会の創造に着手しなければならない。

われわれが今、直面している規制緩和問題で問われているのは、単に行政事務の簡素化・透明化、国民負担の軽減という観点に留まらない。それは、国民の創意工夫の尊重と創造性の解放、自己責任と国際協調を基本とする成熟した社会の育成を目的とし、官民の関係や国民の意識改革にまで及ぶ、国のあり方に係る経済社会システムのリストラ（再構築）の一環であり、歴史的な課題として取り組まなければならない。

2 規制緩和の観点

規制緩和問題に取り組むに当たっては、次のような観点が必要であり、これらの観点からそれぞれの規制について十分に検討したうえで、必要な措置について総合的に判断すべきであると考える。

- ① 消費者の利便、消費者保護の観点から、消費者の選択の幅の拡大や危害防止・被害救済制度の充実などを図る「消費者重視の原則」
- ② 共生の理念に基づく新国際経済秩序の形成と開かれた市場形成を目指し、市場アクセスの改善、輸入・投資促進を図る「国際調和の原則」
- ③ 既存の規制を計画的・定期的に見直すとともに、新たな規制法令を設ける場合に、一定期間を経過した後に廃止を含めて見直す条項をあらかじめ盛り込んでおく「サンセットの原則」
- ④ 国民の生命・健康被害を未然防止する観点から必要な社会的規制を維持・強化する「安全性確保の原則」
- ⑤ 環境保全に十分留意し、新たな環境問題に対応して規制を強化・

3 規制見直しの指針

具体的には、個別の規制について、「原則自由」と「自己責任原則」の考え方に基づき、前記「規制緩和八原則」を踏まえつつ、以下の「規制見直しの指針」に沿って見直し、措置時期を明示したうえで可能な限り具体的な措置を明示することとする。

- ① 既往の規制緩和措置について、実施時期の前倒し、実施時期不明の措置の時期の明示、実施内容の具体化が必要なものについては措置する等により、早期実施を推進する。
- ② 競争的産業における需給調整の観点からの参入・設備規制等については、事業の内容・性格等を勘案しつつ、原則廃止の方向で抜本的に見直す。
- ③ 需給調整の観点以外（人的要件等の事業遂行能力の観点から）の参入・設備等に関する規制については、参入を不当に抑制することがないよう、必要最小限度にする。
- ④ 公共料金については、事業の内容等に配慮しつつ、競争的環境の整備、経営効率化等を進めるとともに、上限価格制（プライスキャップ制）や幅価格制など価格設定のあり方の検討、料金の多様化、

新設していく「環境保全の原則」

- ⑥ 必需性が高い基本的なサービスの供給停滞や極端な差別的料金、安全性や品質の悪化などの弊害を極力抑制し、公益事業の公共的性格を確保する「公共性確保の原則」

- ⑦ 分権自治推進の観点から地方公共団体の行う独自の施策を不适当に制約しないように規制や指導を見直し、緩和する「地方重視の原則」
- ⑧ 雇用・就業の激変緩和措置を講じるとともに、職業転換や再就職の援助、新産業分野の創出を促進し、規制緩和に伴う「痛み」を最小限度に食い止める「雇用調和の原則」

弾力化を推進する。また、許認可権限については、地方分権の観点から地方公共団体への委譲と透明性の確保に努めるとともに、地方公共団体の運営事業に係る料金決定はこれを尊重するものとする。

⑤ 基準・認証制度及び表示制度については、基準・内容・方法等について、国際的に整合性の取れたものとする。また、原則として外国データの受入れや相互承認制度の導入を推進する。

⑥ 輸入や国内販売・使用の際に義務付けられている公的検査に関しては、検査・検定基準について、基準・認証制度等と同様の措置をとる。また、各種の法令に基づいて同一の対象に重複して課せられている検査については、原則として、基準の統合化、二重検査の一元化を推進する。

⑦ 許認可等の審査基準、検査基準及び申請等における必要な書類、データ等の明確化を図るとともに、標準処理期間を明示する。届出、報告等について、報告等の廃止、代替措置の設定、報告の頻度の削減、資料類の情報化等を推進する。

⑧ 複数の規制が同一の対象に行われている場合には、整合性の確保や統合化を図る。

4 規制緩和推進体制の整備・拡充

規制緩和を推進するために以下のような体制を整備、拡充する。

- ① 行政改革委員会に対する各省庁の協力態勢を整える。
- ② 規制関連法規について、新規立法にあたって一定期間経過後の廃止を含めた見直しを行うための条項を盛り込むなど、サンセットルールを確立し、計画的・持続的な規制緩和に向けた仕組みを整備する。
- ③ 行政改革委員会を中心に行政監察機能などを活用し、既往の規制緩和措置のフォローアップ体制の充実を図る。

④ 行政監察機能や市場開放問題苦情処理体制（OTO）などを積極的に活用し、内外の個人・事業者等、民間からの規制緩和要望を的確に把握する体制を拡充する。

⑤ 各省庁において所管の規制の見直しを図るシステムの確立に努め、各省庁において所管の規制の見直しを図るシステムの確立に努め、民に提供するために、「規制緩和白書」を定期的に公表する。

⑥ 公的規制の現状、規制緩和の実施状況等の規制に関する情報を国民に提供するために、「規制緩和白書」を定期的に公表する。

⑦ 「規制緩和推進計画」は、内外の要望、行政改革委員会の監視結果等を踏まえ、毎年度見直す。

5 競争政策の積極的展開

以下の施策をはじめとする競争政策を積極的に展開する。

① 個別の法律に基づく独禁法適用除外カルテル等制度を平成一〇年度末までに原則廃止する方向で見直し、平成七年度末までに結論を得て、可能なものから随時撤廃する。

② 再販売価格維持制度について、平成一〇年末までにすべての指定品目を取消すとともに、著作物の範囲の限定・明確化を図る。

③ カルテル規制に加えて不公正取引や競争制限的行為に関する独占禁止法の厳正な運用のためのガイドラインの拡充等を通じて、法運用の透明化を図るとともに、公正取引委員会の審査体制の抜本的な拡充・強化を図る。

6 消費者被害防止等の制度の確立

- ① 自己責任原則に基づく規制緩和と並行して、製造物責任制度をはじめとする総合的な消費者被害防止・救済制度を確立する。
- ② 雇用及び就業の激変緩和措置、職業転換や再就職または零細企業

等の体質改善・強化の助成、新たな雇用機会を生み出す新産業創出などの諸措置を講じる。

- ③ 良好的な労働環境を確保し、労働災害や職業病を予防する労働安全衛生基準の強化、労働者災害補償制度の運用強化など、労働者の被害予防や救済・補償制度を整備・確立する。

7 規制緩和の具体的措置

〔七八件（新規四六）〕

昨年来、内外の民間要望が政府に提示されてきたが、今回、ごく限られた時間の中で「規制見直しの指針」に沿って、内外の要望について検討し、以下のような具体的措置を策定した。これらについては、当面考えられる具体的措置として、その実現に努力するとともに、社会党としては、政府の検討の推移を見守りつつ、引き続き具体的措置についての検討を進めていく。

（＊は新規 #は付記参照）

(1) 土地利用・建築関係

〔五件（新規二）〕

① 総合的な土地利用計画法体系の確立

大都市圏の土地利用計画の合理化を図る観点から、集落地域整備法の活用を図るほか、大都市地域内の耕作放棄地についての実態調査を踏まえ、農業上の利用の確保を図ることが適当でなくなった土地を農用地区域から除外するとともに、将来的に、農業振興計画および地域森林計画と都市的土地区画整理事業との統合した計画法体系の確立をめざす。

② 農地転用許可制度の権限委譲 # *

農地転用許可制度について、農林水産大臣の権限を都道府県知事に移管するとともに、都市計画法の開発許可の権限を有する市など、

一定の要件を満たした市に対しても権限を委任する等の権限委譲の方向で検討する。

③ 宅地開発にともなう関連公共公益負担等のルールの透明化 *

宅地開発指導要綱等による地方公共団体の行き過ぎた行政指導を是正するため、法令ないし条例に基づく規制への転換を促す方向で都市計画法を見直す。開発区域周辺の住民同意の取得義務付けの行政指導を是正するとともに、開発負担金の拠出や公共公益施設用地の提供については、法律によって官と民、国と地方の負担のルールなどの基本的枠組みを定める。

④ 建築確認事務における民間活用

建築基準法による確認関係事務における民間活用について、規制緩和推進計画の期間内に措置時期を明示して、民間による基準認証制度を公正かつ有效地に機能させ、地方自治体による建築確認の審査事項を縮減する方向で結論を得る。

⑤ 建築関係の各種基準等の明確化

複雑な建築基準法の各種の規定・基準・解釈・運用の明確化について、規制緩和推進計画の期間内に措置時期を明示して、簡素化・合理化を図る。

(2) 情報通信

〔一〇件（新規一）〕

① 放送と通信の融合に対応する法制度の整備

B-ISDN（総合デジタル通信網）の整備に対応して、通信事業とCATV事業の相互乗り入れを促進するとともに、「規制緩和推進計画」（五年）期間中に、電気通信事業法、有線テレビジョン

放送法等の見直し等、マルチメディア社会に対応しうる法制度の整備を図る。

② 事業者間相互接続の促進

事業者間の協議の容易化・迅速化、認可の簡素化・円滑化による事業者間相互接続について、実施時期を明示し、「ONA（オープ・ネットワーク・アーキテクチャ）」原則の確立などにより、公平な条件のもとで接続が行われるよう環境整備を行いつつ、促進を図る。

③ 音声系の公專接続

音声系の専用線と公衆網の接続について、実施時期を明示し、段階的に推進する。

④ ネットワークの相互接続

国際VANサービスにおける基本音声サービスについて、国際的検討を踏まえつつ、規制緩和計画期間中ににおいて段階的実施に着手する。

⑤ 国際専用回線サービスのブレークアウト

国際専用回線サービスのいわゆるブレークアウトについて、国際的検討を踏まえつつ、規制緩和計画期間中に速やかに実施する。

⑥ 委託放送事業の有料契約款規制の改善

委託放送事業者の有料契約款について、規制緩和推進計画の期間内に措置時期を明示し、柔軟かつタイムリーな料金設定ができるよう届出制とする。

⑦ 通信の周波数割当方法の見直し#

通信の周波数割当てのオーケーション方式の導入については、規制緩和推進計画の期間内に措置時期を明示し、今後のサービスの在り方、海外の実態を踏まえつつ、電波の公共性、公平性、効率性の観点から検討を進める。

⑧ 周波数利用方法の見直し

F M多重波の通信サービスへの活用、通信と放送の周波数帯域の共用化に向けた技術的検討については、通信と放送の融合の一環であり、規制緩和推進計画の期間中に時期を明示して結論を得る。

⑨ 情報化に対応した許認可権等の事務手続の簡素化・合理化

「行政情報化推進計画（仮称）」を策定し、許認可、届出等の事務手続の簡素化・迅速化を図る。

⑩ 電気通信事業法等の見直し#*

電気通信事業法をはじめ、マルチメディア市場の活性化、事業経営の自主性・主体性の尊重等の観点から、関係法について抜本的に見直し、公正で活発な自由競争による新しいルールと法体系の確立を図る。

(3) 流 通

〔一五条（新規八）〕

① 大規模店舗法の抜本的見直し

当面、出店・営業規制の運用を緩和していくとともに、中小売業者の経営の改善や体质の強化、街づくりの観点も考慮しつつ、規制緩和推進計画の期間中に、大規模店舗法を抜本的に見直す。

② 酒類販売免許制度の見直し

酒類販売免許について、規制緩和推進計画の期間中に、消費者利便の観点から、実態にあわせて許可制度の在り方を見直す。

③ たばこ小売許可制度の見直し

たばこ小売許可制について、当該地域の需要が高い場合や既存の販売活動実績が著しく低い場合の扱いなど、消費者の利便の観点から、規制緩和推進計画の期間中に許可基準を緩和する。

④ 塩専売制度の廃止#

塩専売を廃止する方向で検討し、期間中に結論を得る。

⑤ 給油所のセルフサービス方式の導入#

セルフサービス方式の給油取扱所の技術基準等の検討については、規制緩和推進計画の期間内に措置時期を明示して検討を終え、周辺環境等を勘案しつつ試験的に導入する。

⑥ 郵券類の代理販売制度の改善#

郵便切手類及び印紙の販売に関する業務の委託について、利用者のニーズ等を踏まえ、販売所等の設置及び手数料の在り方等を改善する。

⑦ 生活協同組合の組合員の取り扱い *

都道府県を越えて生協を利用する必要性について、合理的理由が認められる場合に、当該都道府県の県境から著しく遠隔の地域を含む等により生協本来の趣旨に反する問題が生じない範囲において、所管の知事の了解を得て、当該生協への加入・利用を認めるものとする。

⑧ 生協事業連合会の許可手続きの簡素化 *

生協事業連合会の定款別表に記載されている参加組合の加入・脱退にともなう変更は、認可ではなく、届出とする。

⑨ 生協事業連合会への出資制限の緩和 *

生協事業連合会への参加組合の出資割合について、一組合の出資限度額を原則として四分の一を維持しつつ、三組合による設立については出資限度額を三分の一、二組合による設立については二分の一とする。また、事業連合会の設立に当たって、平等性の担保、事業の安定に留意しつつ、事業規模に対応した経営基盤が著しく脆弱にならないよう、一組合の出資限度額について彈力的に運用する方向で検討する。

⑩ 生活協同組合の医薬品販売許可手続きの簡素化 *

生協等が協同組合が医薬品の販売業の許可申請をする際提出する医師の診断書は、一般の株式会社との均衡に配慮して、定款で定める代表者及び薬事法の許可に係る業務を担当する理事のみとすること。

⑪ 医療生協の開設手続きの緩和 *

医療生協による老人保健施設の開設、訪問看護事業の実施に当たっては、厚生大臣による個別認定を不要とし、都道府県知事による開設許可のみで認めるものとすること。また、許可審査にあたっては行政手続法に則り、予め公にされた審査基準によって行うこと。

⑫ 食品衛生法に基づく営業許可期間の延長等 *

食品衛生法に基づく営業許可の有効期間の延長及び更新手続きの

簡素化を図る。

国際航海旅客船に係る検査の合理化について、規制緩和推進計画の期間内に措置時期を明示して、水中検査方式を導入するとともに、海外駐在・巡回検査体制の拡充を図る。

(13) 食品営業許可申請手続きの簡素化 *
企業合併又は相続における食品営業許可について、申請手続きを事後届出に簡素化する。

(14) クリーニング所営業許可申請手続きの簡素化 *
企業合併又は相続によるクリーニング所営業許可について、申請手続きを事後届出に簡素化する。

(15) 古物営業規制の緩和等
古物営業法の規制について、特定行為・物品等の規制対象からの除外、古物台帳のコンピュータ化等台帳様式の見直し、複数営業所の許可手続きの簡素化を図る。

(16) 物流関係
貨物鉄道事業に係る運賃規制の見直し
貨物鉄道事業に係る運賃規制の在り方について、規制緩和推進計画に措置時期を明示して見直す。

(17) 自動車の登録制度の見直し *
自動車の最大積載量のきざみを見直す。

(18) エネルギー
① 卸電気事業の参入許可の撤廃
電気事業について、卸電気事業に係る参入許可の原則撤廃等による卸電気事業の自由化、需要家への直接供給に関する新規参入条件の整備等を図る。

(19) 石油化学製品製造用原料の備蓄義務を廃止する。
ナフサの備蓄義務を廃止する。

(20) 石油化学製品用原料の関税制度の見直し *
石油化学製品製造用の原油（重質NGL）及びナフサの同時蔵置

(21) 国際航海旅客船の検査の合理化等

(22) 水先案内制度の見直し
合理的な水先料金を設定できるように料金体系、料金決定の仕組みの見直しを図るとともに、安全確保に十分配慮しつつ、同一湾内の水先業務の効率化、強制水先免除の適用範囲の拡大の可能性について検討する。

禁止規定を廃止する。

制の有人店舗の新規出店の設置場所基準、設置枠基準を緩和する。

(4) 燃料電池設置手続の簡素化 *

燃料電池の設置に係る電気事業法適用の許認可手続きについて、簡素化（五〇〇kW未満は工事計画の届出義務は廃止、五〇〇kW以上は届出）、技術基準の緩和（溶接検査以外の工程中検査・使用前検査は廃止）を図る。

(3) CD機設置規制の緩和 *

資金業法に基づく委託先のCD機の都道府県別設置台数の変更に際して行う事前届出を定期報告とする。

(4) 保険事業関係規制の緩和

業務範囲の拡大、資金調達・運用手段の多様化など保険関係法規の改正により規制を緩和する。

(5) コジェネレーションの許認可申請手続等の簡素化 *

コジェネレーションの工事等の許認可制の届出制への緩和、申請窓口の一本化や申請書の統一等の手続きの簡素化を図る。

(4)

(6) 送電設備設置に係る手続期間の短縮 *#

送電設備設置に係る保安林解除権限について地方への委任を拡大する方向で検討する。

(7)

国際金融

〔五件（新規五）〕

(1) 外為公認銀行の為替取扱高の報告内容の簡素化 *

外國為替の両替取扱店舗の取扱高について、本店一括による一覧表形式の報告方式を採用する。

(2) 外為店の出店に係る規制の緩和 *

外為店新設に必要とされる専任者の経験年数、兼任者の数の規制を緩和する。

〔五件（新規四）〕

(1) 資金運用部の運用実態のディスクロージャー *

資金運用部における運用実態についてディスクロージャーを進めること。

(3) 金融機関の海外営業所の移転規制の緩和 *

わが国の金融機関の海外営業所の同一都市内における移転について、許認可制を報告制にする。

(6) 金融

(1) 金融機関の出店規制の緩和 *

金融秩序の不安定化を招かないよう配慮しつつ、金融機関の認可

(4) 寄付の為の外為送金手続の簡素化 *

海外の準公的機関からの寄付依頼に対する外為送金について許可不要限度額を引上げる。

の新規事業を含め、実質的に緩和する方向で検討する。

(9) その他

〔一九件（新規一四）〕

⑤ 貿易外決済手続の簡素化 *

貿易外支払、受取に係る報告書提出義務の下限金額を引き上げるか、一定額未満は一括届出とする。

(8) 証券

〔五件（新規一）〕

① 時価発行公募増資の規制緩和 *

企業の財務内容のディスクロージャー制度の確立を前提に、時価発行公募増資を認める条件の緩和を図る。

① 大型自動二輪の免許取得の緩和
大型自動二輪車に係る免許について、指定自動車教習所における技能検定制度を導入する。

② 一般旅券の有効期間の延長等

一般旅券について、有効期間を延長するとともに、申請費用の圧縮、有効期間の選択制の導入、申請窓口の拡大などについて検討する。

② 社債発行の適債基準の緩和

社債発行の資格要件である適債基準の緩和を図る。

③ 道路占用期間の延長 *

道路占用期間が三年以内となっているCATV、水力発電用水路などの特定物件について、占用期間を延長する。

③ 無担保債発行の財務制限条項の緩和

社債権者保護の見地から無担保債の発行に際して約款で課されている純資産維持条項、配当制限条項、利益維持条項、担保提供制限条項を緩和、撤廃する方向で検討する。

④ 委託研究開発の成果の利用条件の緩和 *

政府の委託研究の成果の取扱について、国と受託者との共有及び研究実施者による無償・廉価での利用を拡大する方向で、特例条件の緩和を検討する。

④ 社債の商品設計の自由化

各種インデックス債（社債の利息をオイルドラーや株価などに連動させるもの）、ゼロクーポン債（割引金融債と類似のもの）等の発行に関する規制の緩和を図る。

⑤ 委託研究の事務手続の簡素化 *

政府の委託研究等に係る事務手続きについて、手続き及び提出書類の一層の簡素化を図る。

⑤ 株式店頭市場における登録基準の実質的緩和 *

店頭登録株式の登録基準について、研究開発型、知識集約型など

⑥ ボイラーパー等の性能検査期間の延長等 *

ボイラーパー及び第一種圧力容器について、二年間の連続運転を可能

とするとともに、運転中検査における自主検査の検査内容及び検査結果の取り扱いの簡素化を検討する。

(13) スプリンクラーヘッドの同時開放個数の基準緩和 *
スプリンクラーヘッドの同時開放個数の基準を防火対象物の用途等に応じ緩和を検討する。

⑦ ボイラー等の有効期間延長 *

ボイラー及び第一種圧力容器について、有効期限延長取得要件を弾力化する方向で、条件・基準等について検討する。

⑧ クレーンの変更届の廃止等 *

クレーンの変更届について、軽微な変更について届出を廃止する方向で、廃止対象となる範囲を明確にするとともに、クレーン設置者が安全性を確認する方法を検討する。

⑨ 環境関連法の届出手続の簡素化 *

環境関連法に関する届出について、複数の行政機関にまたがり、手続きが複雑・重複しているものについて、簡素化を検討する。

⑩ 公害関係特定施設等の設置届出の簡素化 *

大気汚染防止法等における公害関係特定施設等の設置届の届出者氏名変更届について、廃止を含めて検討する。

(14) ハロン代替消火設備の設置の認容 *
ハロン代替消火設備の設置を認容する。

(15) 危険物取り扱い建築物の不燃材料範囲の見直し *
危険物を取り扱う建築物に用いることとされる不燃材料の範囲を見直す。

(16) 液化石油ガス（LPG）充填所の設置基準の整備 *
液化石油ガス（LPG）充填所について、給油取扱所に併設できるよう基準を整備する。

(17) 病院、老人保健施設、特別擁護老人ホームの合築基準の運用見直し
病院、老人保健施設及び特別擁護老人ホームを合築する場合の施設基準の運用の弾力化について、速やかに検討を終え、早期に実施する。

⑪ 大気汚染防止法の規制対象となる煤煙発生施設の定義の見直し *
大気汚染防止法に基づく煤煙発生施設の定義を実態にあわせて見直す。

(18) 异性監獄参観の許可制の撤廃
監獄参観制度に係る异性監獄参観の許可制度について、監獄法改正を待たず廃止する。

⑫ 原動機の振動規制対象の見直し *

振動規制法に基づく特定施設である原動機の届出について、機器の性能向上の実態に即して対象範囲を見直す。

⑬ 犬の登録期間の延長

犬の登録期間の延長について、速やかに検討を終え、早期に実施する。

一九九五・二・二八

地方分権推進法案

かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条に定める地方分権の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、国の地方分権の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

目次

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 地方分権の推進に関する基本方針（第四条～第七条）
- 第三章 地方分権推進計画（第八条）
- 第四条 地方分権推進委員会（第九条～第十七条）

第一章 総則 附則

第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地方分権の推進に関する基本理念)

第二条 地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊

第二章 地方分権の推進に関する基本方針 (国と地方公共団体との役割分担)

第四条 地方分権の推進は、国において国際社会における国家としての存立にかかる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な観点に立って行わなければならぬ施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から地域における行政の自由的かつ総合的な実施の役割を広く担うべきことを旨として、行わるものとする。

(地方分権の推進に関する国の方針)

第五条 国は、前条に定める国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与（地方公共団体又はその機関の事務の処理又は管理及び執行に関し、国の行政機関が、地方公共団体又はそ

の機関に対し、許可、認可等の処分、届出の受理その他これらに類する一定の行為を行うことをいう。）、必置規制（国が、地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は付属機関を設置しなければならないものとする）ことをいう。）、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務及び地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

（地方税財源の充実確保）

第六条 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るものとする。

（地方公共団体の行政体制の整備及び確立）

第七条 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保と透明性の向上及び住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより地方分権の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

2 国は、前項の地方公共団体の行政体制の整備及び確立に資するため、地方公共団体に対し必要な支援を行うものとする。

第三章 地方分権推進計画

（地方分権推進計画）

第八条 政府は、地方分権の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前章に定める地方分権の推進に関する基本方針に即し、講すべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権推進計画を作成しなければならない。

2 内閣総理大臣は、地方分権推進計画の案を作成し、閣議の決定を

3 政府は、地方分権推進計画を作成したときは、これを国会に報告求めなければならない。

するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第四章 地方分権推進委員会

（設置）

第九条 総理府に、地方分権推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第十条 委員会は、この法律に定める地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八条に定める地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告する。

2 委員会は地方分権推進計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べる。

（勧告等の尊重）

第十一条 内閣総理大臣は、前条の勧告又は意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（組織）

第十二条 委員会は、委員七人をもって組織する。

（委員）

第十三条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、動向の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなけ

ればならない。

4 内閣総理大臣は、委員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

5 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力等)

第十五条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令に定める日から施行する。ただし、第十三条规定第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のよう改正する。

第一条第十九号の八の次に次の一号を加える。

十九の九 地方分権推進委員会の委員

(この法律の失効)

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

理 由

国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権の推進に関する基本的理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

軍縮
明する。

社会開発サミットにおける 村山総理演説に盛り込むべき内容 与党外務調整会議

- ・軍事費の削減と社会開発支出の増額、民需転換に向けた技術・財政支援など、軍縮・武器貿易の抑制と援助との関連性を強めた構想（「平和の配当」構想）を表明する。
- ・包括的核実験禁止条約の合意、核保有国による核軍縮の進展を呼びかけるとともに、NPT再検討会議の成功に向けて努力することを表明する。

人口

- ・昨年の「国際人口・開発会議」での成果をふまえ、「地球規模問題イニシアティブ」を充実させていくことを宣言する。
- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（生殖と性に関する健康／権利）の視点を盛り込む。

住居

- ・一九九六年の「第二回国連人間居住会議」にむけて、すべての人が住みやすい居住空間のなかで生活できるよう、日本が努力していくことを表明する。

人権

- ・人権関連条約の批准に向けた積極姿勢を明らかにするとともに、特に「人種差別撤廃条約」、「拷問禁止条約」、「市民的及び政治的权利に関する国際規約の選択議定書」の早期批准を表明する。
- ・国連経済社会理事会の強化

開発

- ・人間開発の優先項目に対する援助のODAに占める比率を拡大することを表明する。
- ・WIDのプロジェクトのより効果的な実施を訴える。

以上

各分野について

- ・上記の考え方に基づいて、具体的な提言を行い、これまでの実績の羅列・報告に終わらないよう留意する。
- ・兵庫県南部地震支援に対する謝意を表明するとともに、復興活動の経験を踏まえ、政府の活動と並んで市民の活動の重要性を痛感していることを述べる。

環境

- ・「アジェンダ21」をふまえ、「持続可能な開発」を強調するとともに、環境援助分野の新たな目標設定と援助形態についての検討を表

阪神・淡路大震災対策について

平塚 博

二 対策本部・復興チームの作業

対策本部そして災害復興プロジェクトチームの活動は、既に災害補正としての平成六年度第二次補正予算案の編成・成立、そして三月中旬までに一四〇本の緊急立法をまとめるなどの成果をあげているが、その概要は以下の通りである。

社会党が連立与党、政府と一体となって取り組んできた今日までの阪神・淡路大震災に対する政策的対応は、大要以下の通りである。

一 与党内の対策機関

与党は、阪神・淡路大震災にただちに対応するため、連立与党三党の書記長・幹事長を責任者（本部長は久保社会党書記長）とする「連立与党阪神・淡路大震災対策本部」（立ち上り当初は「兵庫県南部地震対策本部」）を設置し、政調メンバー（各党政審・政調会長他）等の構成による幹事会を置き、一月二七日にはそれまでに取り組んできた救助、救済、復旧対策を含めて約一四〇項目にわたる「兵

庫県南部地震災害対策－提言事項の第一次集約－（政策資料前号掲載）をとりまとめ、政府に提言しその速やかな実施を求めた。

また、本格的復旧を含めた震災対策への取り組みをさらに迅速かつ的確に進めるため、

次の三つの組織を設け、政府の緊急対策本部等と一体で対策に取り組んできた。

* 「災害復興プロジェクトチーム」

* 「災害時の危機管理プロジェクトチーム」

* 「現地対策本部」

（注）現地対策本部は、与党と政府の施策に現地の声を円滑に反映させる目的で一月三〇日から神戸市に開設された。

（注）党としての対策本部及び現地対策本部は別途党本部及び神戸に設置

平成六年度第二次補正予算

一 歳出の補正額
(歳出の追加額)

（単位 億円）

(1) 災害救助等関係経費	一、四一〇
(2) 災害救援貸付金	八五三
(3) 生活福祉資金貸付等補助金	三七一
(4) 灾害慰労金等	一一七
(2) 灾害廃棄物処理事業費	六九
(3) 災害対応公共事業関係費	三四三
① 灾害復旧等事業費	六、五九四
② 一般公共事業関係費	一、四九八
施設等災害復旧費	五四四
災害関連融資関係経費	九一三

(6) その他の阪神・淡路大震災関係経費

(7) 地方交付税交付金 一一九

一一三

三〇〇

計 一〇、二二三

三〇〇

阪神・淡路大震災関係の緊急立法

と見込まれている。

(以上、二月二十四日閣議決定 三月一日公布
・施行)

○阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

(三月三日閣議決定)

○阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による等に関する法律の一部を改正する法律案

(三月三日閣議決定)

○地方法の一部を改正する法律案

(三月七日閣議決定)

○阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案

(三月七日閣議決定)

○阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案

(三月七日閣議決定)

○被災市街地復興特別措置法案

(三月二四日公布・施行)

○阪神・淡路大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案

(三月二六日公布・施行)

○阪神・淡路大震災に對処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律案

(三月一四日閣議決定予定)

○阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間に関する法律案

(三月一四日閣議決定予定)

○平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案

(三月一四日閣議決定予定)

○阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案

(三月一四日閣議決定予定)

○阪神・淡路大震災を受けた地域における被災者への公共事業への就労促進に関する法律案

(三月一四日閣議決定予定)

○阪神・淡路大震災に伴う被災者への就労促進に関する法律案

(三月一四日閣議決定予定)

このうち、歳出の(2)はいわゆるガレキ処理対策であり、また歳入の減少額は後述の特別立法のうち二月一七日閣議分に基づく法人・個人課税等に係る税収減分である。また、地方税減収及び借債等は当然含まれていない。

地方税減収額は現在のところ正確な推算は行われていないが数百億円に上ると思われる。

さらに、六年度第二次補正予算にかかる地方負担は概算で、一般行政経費四二〇億円、投資的経費一、九九〇億円、特定行政経費四五〇億円など普通会計分で一、八六〇億円程度と見込まれ、公営企業会計分は三一〇億円

分の二、警察・消防・公立病院・中央卸売市場など公共施設について補助率三分の一、商店街振興組合・日赤等及び政策医療を行う民間病院について補助率二分の一、神戸埠頭公社の岸壁に国庫補助、クレーン・ヤード等について無利子融資、そのほか商工中金、住宅公庫などの融資にかかる特例、雇用安定事業、医療保険等の一部負担免除、社会保険等保険料の免除などを措置している。

これらのはか、さらに数本の法案が検討中とされている。これらの作業は各部会、省庁別政策調整会議と復興プロジェクトの共同作業ともいえるものであり、今後もこうした縦横の共同作業が続けられる。

また、阪神・淡路大震災の被害総額は、二月六日現在の兵庫県の推計でも約九兆六千億円超とされており（民間施設等含む）、社会党としては平成七年度予算案が成立後、早い時期における補正予算の編成も検討している。（プロジェクト報告及び与党税調案は本号に掲載）

三 災害時の行政対応システムの整備

災害時の危機管理プロジェクトチームにおいては、災害時の行政機関における即応体制等が主たる議論となり、その中には官邸機能強化も盛り込まれた。

焦点は官邸の災害時即応体制（情報の収集・分析・指示・伝達）と中央・地方（被災団体を含む）の行政機関の連携体制、広域的防災体制を含む地域防災計画の見直し、警察・消防・自衛隊等の現場対応などであるが、与党プロジェクトとして救命・救助・消防等に係る障害物の除去、交通規制等について現場が適切な対応を図れるようシステムと法令の見直しを図るべきとの意見が大勢を占めた。また、自衛隊の災害出動については状況によって都道府県知事の災害派遣要請を待たず、防衛庁長官等が的確に指示するべきであるとの議論が示されたが、それが運用の問題であるのか、法的な問題であるのかの結論は今後の政府内の検討をも要請している。

なお、政府としては首相官邸における防災無線を含む通信施設の整備、内閣情報調査室の宿直機能の強化、災害対策関係省庁幹部の緊急招集態勢などに着手している。また、国際緊急援助隊の備蓄物資等の国内災害活用のための法改正（今回は緊急運用で対応）などが併せて今後検討の対象となる。

社会党としてはプロジェクト報告の取りま

とめに当たって、災害時の危機管理の目的と原則、地方公共団体（被災団体）の役割の明示を求める、原則として次の事項を提示し、これらは報告の随所に盛り込まれた。

- ①体系性（システム性）（中央・地方の局部的な対応や各部署に配置されている人員の個人的資質ではなく、中央・地方それぞれの各部署・機構の災害時対応性をシステムとしての確立、各組織間の連携体制のマニュアル整備を図る）。
- ②現地性（現地において瞬時に的確な対応を取りうるよう、できる限り地方公共団体の機能と権限を拡充していくとともに、住民が協力して対処しうるよう、日常性と現地性を踏まえ、住民・自治体による日常的な防災対策の推進、マニュアル確立を前提とした、中央・地方の支援システムの確立を図る）。

- ③効率性（行政機関等の肥大化をもたらすことなく、地方及び中央公務員、行政組織がバランス良くそれぞれの基本的な機能を發揮し、かつ連携しうるよう、効率的にその能力の向上を図ること）。そのため、地方公共団体、消防、警察等の地域に密着した行政・実務機構の機能の向上を図りつつ、必要な中央及び

自衛隊等の支援を付加システムとして確立する)。

④民主性（目的に沿い、制限・規制等については限定的かつ合法的な個々の発動要件を有するシステムとして確立し、「非常大権的」なイメージ、自治体から権限を上位に委譲するような手法は採用しない）。

⑤国際性（国際連帯、相互援助の立場から国内外の災害に対応でき、また国際的支援を速やかに受け入れ、行政レベルのみではなく、市民レベルにおける国内外の連帯・支援システムの確立を図る）。

四 今後の取組みと防災政策について

今次災害の復興には相当な期間を要し、今後産業再建・雇用、住宅、教育対策などの推進が求められている。また、災害復興の財源に資するための復興基金についても強い要望が出されており、その実現も課題となる。

同時に、今回の災害を教訓として防災体制の見直しが論議的になつておらず、普遍的、総合的な地域の防災政策の立案への問題提起としてまとめられたのが、本号に掲載されている党の防災政策、「災害に強い安心・安全な「まち」を」である。

現行災害対策システムの中で、広域防災体制を含めた都道府県の役割強化、保険制度の拡充や災害救助制度の改善、都市計画や建築基準行政などの改善、さらには防災、災害復興予算・財源対策など見直すべき点は多い。

さらに阪神・淡路大震災の復興に万全を期すのは当然として、奥尻島ならびに東北はるか沖地震、雲仙噴火災害への対応、さらに今後発生しうる災害の予防、救済措置などについても十分な配慮が必要と考えられる。

また、今次の災害においては海外を含めた市民のボランティア組織が活躍しており、与党プロジェクトの報告においてもボランティアに対する支援策等が盛り込まれている。しかし、ボランティア活動は、自由な個の意思に基づく社会活動である。それを行政の枠の中でとらえることは無理があり、与党内議論は未整理な面がある。いずれにしても災害被害を最小に防ぐためには、施設等の整備と併せて市民の防災意識、知識、訓練も欠かせぬものであるが、災害に備える日常性ではなく、ゆとりとうるおいのための防災対策でなくてはならない。

なにより防災、災害対策は行政機関の本務であり、消防、警察を含めたシステム、機能の向上を図るべきだろう。

※対策等は、三月一〇日段階のもの
(ひらつかひろし・政審事務局次長)

最新刊

よくわかる選挙実務Q&A

A5判/160ページ/定価1,500円

選対実務者のための完全選挙マニュアル

後援会づくりから、選挙事務所の設立・運営、総務・組織・広報・演説行動・財政までを部門別に完全フォロー。選挙運動に関する実務的なノウハウを網羅。95選挙を勝ち抜くために必読の一冊です。

只今予約受け付け中!!

好評既刊

よくわかる
「新・選挙制度Q&A」

監修 日本社会党選挙対策委員会

A5判/80ページ/定価1,000円(税込)

政治改革4法の成立で、選挙はどうかわったのか、をQ&A方式でわかりやすく解説。

95election 選挙政策シリーズ1
重要政策Q&A 発売中

政治中綱政党・社会党の新しい重要政策(自衛隊・安保・税制・国際貢献・エネルギーなど)を1問1答で解説。

A5判/56ページ/定価600円(税込)

95election 選挙政策シリーズ 第2弾自治体選挙政策集12月下旬刊行予定
お問い合わせ・お申込み・日本社会党機関紙広報委員会

TEL 03-3592-7515 ファックス03-3581-3528

地方分権推進法の提出にあたつて

伊藤安博

はじめに

懸案であった地方分権推進法案が国会に提出された。社会党は、野党時代のシャドーキャビネットの作業として一早く法律案骨子を公表し、また地方分権推進の国会決議を実現するなど、地方分権の論議をリードしてきた。そうした立場から、いよいよ地方分権が実現の運びとなつたことを、まず喜びたい。

地方分権の必要性は、明治時代から、開明的学者によつて指摘されてきた。しかし、これが具体的な行政課題となつたのは、地方自治を「民主主義の学校」と位置づけた戦後民主主義の時代と、「地方自治の時代」を標榜した革新自治体運動の高揚期であった。いずれ

も住民自治、住民参加をその理念とするものである。しかし、この改革への取組みは、いずれも未完に終わってきた。

最近の地方分権論を特徴づけているのは、戦後五〇年を迎えた国内外の情勢変化である。東西冷戦構造の終焉は、日本に積極的な国際社会への対応を求め、その機敏な対応のために国政の簡素化が課題となつてゐる。他方で、高度経済成長と国民のものの考え方方が多様化し、肥大化した中央集権的国政では国民ニーズに対応できなくなり、その質的転換が求められている。その意味で、最近の地方分権論は、国政の都合による地方分権という

色彩も濃い。

しかしながら地方分権は、「住民自らの問

題は、住民自らの手で」という住民自治を前提としなければ成り立たないものである。したがつて地方分権の推進は、行政システムの戦後五〇年の総決算であり、もう一つの「戦後五〇年」の課題でもある。

この法律案の策定には、多数の積極的な提言が寄せられた。これを踏まえて出来上がつた法律案は概ね好評である。特に、地方分権推進委員会（以下「委員会」と略す）に政府への勧告権を与える、総理大臣に勧告の尊重とこれに基づく地方分権推進計画（以下「推進計画」と略す）の策定及びその国会への報告を義務づけ、「委員会」に「推進計画」についての意見提出権を保障したことは、この法律を活かす措置として高く評価されている。

しかし、この法律案では「不十分だ」、官僚の抵抗に負けて「後退した」という批判も残されている。おそらく、こうした批判の多くは、長年培われた官僚不信に基づく警戒感によるものであろう。したがつて、本稿では、指摘されるいくつかの疑問点を解明しつつ、法案審議と、この法律に基づいて設置されることとなる「委員会」における議論の方向性を探つてみることとする。

まず、地方分権推進法は「地方分権基本法」であるべきだという意見について考える。

この意見は、地方自治の本旨（憲法九二条）が踏み違えられてきたために中央集権を許してきたのだから、自治の概念を明確にし、住民参加制度（住民投票や住民監査など）や自治のあり方（首長や議員の多選禁止など）をも規定する「基本法」を設けるべきだとするものである。しかしこの論は、自治の基本法は本来地方自治法であるということを忘れている。確かに、地方自治法は、戦後民主主義の不徹底によって自治の概念を歪めているが、それを放置したまま新しい基本法を作るといふことは日本の法体系にははじまない。したがって、地方分権によって中央集権的行政システムのは正を図りつつ、基本法である地方自治法の抜本的見直しを図るというのが現実的なアプローチである。

なお、自治の基本法が「地方自治の本旨」を踏まえるものとなるなら、住民投票や住民監査制度、多選禁止などの課題は自治体自身が条例で定めるものとされるべきものであつて、国の法律で規定すべき性質のものではないと考えるが如何であろうか。

次に、市町村を基礎的自治体と規定し、可能な限り権限を市町村に委譲せよという主張についてである。この考え方は、市町村こそが最も住民に身近な存在であるとともに住民の直接参加を可能にする行政組織であり、それゆえに市町村こそが行政を総合的に担うべきであつて、都道府県や国は市町村では扱いきれない行政分野のみを担うこととすべきである、とするものである。

社会党も、市町村こそが基礎的自治体であるべきだと認識することは異存はない。しかし現実には、長い中央集権の歴史によつて自立しえない市町村が数多くあることをも踏まえるべきである。当面においては、地方分権を「国と地方」という区分において推進することが現実的であり、その間に市町村の自治体としての自立を図るべきであろう。

時限立法か、地方分権の達成期限か

限立法では官僚のサボタージュを許すものであるとするなら、地方分権の達成時期を五年後と定めても同じことであろう。サボタージュの防止は、国民や国会による監視によるほかはないのである。

この主張の本当の狙いは、法律案に「市町村を基礎的自治体とする」等の恒久的な規定を書き込むことにある。しかし、これに対する批判はすでに記したところである。

国と地方の役割分担

地方六団体の意見書や社会党案は国の役割を限定列举していた。にもかかわらず法律案では、国と地方の役割は抽象的に表現されているのみで、これでは地方分権に消極的な官僚の抵抗を許すことになる。したがって法律案には、国の役割を限定列举し、その他の行政分野は「原則として」地方に委譲することを明記すべきだというのである。

しかし、法律に「例えば」とか「原則として」という曖昧な表現は使えない。例示規定をもつ法律もあるが、その例示に例外はないのであり、「その他」と規定される場合でも政省令によつて補完されているのである。ところが国と地方の役割分担については、例示規定を置くには検討が不十分である。例えば、大震災に際して国の関与はどうするか等々について具体的な検討なしに「内政について国

の関与は排除する」というよなことを規定することはできない。したがって、法律案は、国と地方が役割分担すべきことを明記し、その役割分担の考え方を定性的に示すとともに、その具体的な姿は「委員会」の勧告に委ねているのである。

そこで、「官僚にしてやられる」という危惧をもつ批判者は、「委員会」の審議経過の公開をも迫ることとなる。これについては、だからこそ「委員会」の権限が強く規定されていると言わねばならないが、臨教審の前例もあり、「委員会」が自主的に審議経過を公表することが妨げられるわけでもないのであるから、「委員会」には開かれた運営のあり方についても検討を求めたいものである。

機関委任事務の廃止

地方六団体の意見書や社会党案は、機関委任事務の（原則）廃止をも規定していたのに、法律案からはこれも消えてしまった。これは官僚の抵抗に屈したものであり、後退であるという批判がある。

しかし、機関委任事務についても、十分な検討が終わっていない。例えば、国が地方に権限を委譲しがたい国政選挙の執行や旅券の発行という機関委任事務についてはどうするかということである。こうした事例を放置してまま機関委任事務の（原則）廃止を法律に

書き込むことはできないのは、国と地方の役割分担の場合と同様である。

とはいえ、法律案の立場が機関委任事務の原則廃止であることに変わりはない。このことは、昨年末の地方分権推進大綱が、機関委任事務の整理合理化とともに「機関委任事務制度について検討する」と明記したことでも明らかである。法律案にこの記述がないのは、単に法制上の制約に過ぎないのであり、機関委任事務の原則廃止、と廃止すると支障が生じる場合の制度のあり方の検討は新法により設置される「委員会」に委ねられているのである。

委譲と移譲

最後に、国から地方への権限の委譲は「移譲」とすべきではないか、という意見について検討したい。この主張は、国と地方は対等・協力の関係であり、権限は国から委ねられるものではなくて地方に移すものだというものである。

この点について政府は、政府文書が「委譲」で統一されてきたこと、法令上の先例が国会移転法だけで「委譲」が用いられていること、国語的表現としては権限を譲る場合には「委譲」を用いるのが普通のこと等、と説明している。しかし、地方分権推進の国会決議は「権限の移譲」を用いているのであ

り、地方分権を本格的に推進するこの法律が「移譲」を適切な用語と認定するなら、政府の慣用や一つしかない法律の用語法を変えることは困難とは言えないであろう。問題は「移譲」という用語が国語的表現として許容できるか否かである。

そこで、歴史をたどると、「権限を譲る」ということは、もっぱら権力者が目下の者や後継者に権限を委ねたことを意味してきたのではなかつたか。対等の関係にある者の間では、権力は奪つたり奪われたりするものであつて、これを平和的に譲るということはきわめて稀なことであつたろう。しかし、地方分権では、国と自治体の関係は、国民福祉の増進のために協力・協働すべきパートナーとして理解されるものである。このパートナーの関係において「権限を譲る」という関係は、おそらく歴史上では稀な関係であり、それを当然のこととするのは「いじょう」という表現にも革命を迫るものであろう。

社会党は限られた法案の予備審査期間で検討を尽くすことは困難であり、この擁護を変えることで法律の本質が変わるものではないので、提出法案に「委譲」を用いることに同意したが、事情が許すなら、法律の性格をより鮮明に表現する「移譲」の用語を用いたいものである。

A5判64頁

社会新報ブックレット

各600円(税込)



久保 亘

いま、民主リベラル



田原総一郎

寛容な市民政党をつくる

いま、なぜ民主リベラル新党なのか、
その意義と必要性を提起するととも
に「95年宣言」を解説

「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い！

入会金●1口1万円。
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。
入会申し込み書をお送りします。

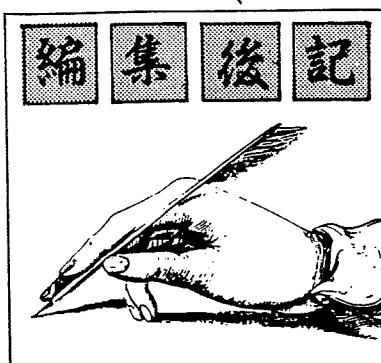
発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

■自社さきがけ三党による村山政権は発足以來わずかの間に数多くの実績を挙げている。政治改革の仕上げは当然として、消費税改革・地方消費税の導入や所得減税を含む抜本的税制改革と新ゴールドプランの策定、UR農業合意受入れに対応した農業・農村対策、基礎年金の国庫負担引上げに道筋を示した年金法改正、被爆者援護法の制定と軍縮予算、さらに今国会には、地方分権推進基本法案や男女ともに職業生活と家庭生活の両立を図れるようにする趣旨のILO一五六号条約の批准承認案件や、家族介護休業法改正案なども提出されている。そして、阪神・淡路大震災の復興対策に取り組みながら、特殊法人改革や規制緩和推進五か年計画の年

度内策定に取り組むなど、息つく暇もない。

■これらは、様々な妥協があるとは言え、連立政権の時代を迎え、社会党が政権に加わっているからこそ実現し得たものだが、それがむしろ村山政権最大勢力・自民党の成果として国民に映ることを恐れる。三党連立政権の樹立が、政官業癒着・汚職と腐敗の政治、金権選挙を続けてきた自民党の復権・復活を認める結果になることを懸念してきた。三月八



■そのような中で、今、「不戦決議」が大きな問題となっている。この問題は、日本が、そして社会党が、アジア近隣諸国に信頼されるかどうかの試金石だ。特に現在の自衛隊を合憲と認めた社会党にとっては、軍縮の推進とともに、歴史認識に関わる今回の問題についてはきちんととしたじめが必要だ。それにつけて、保守でも新保守でもない政治勢力、平和と福祉、自立と連帯、参加と分権、平等と公正など、社会党がもつとも大切にしてきたものを基本的政治理念とする第三の政治勢力の結集の必要性を改めて痛感する。

■もともと今日の連立政権時代は、自民党が分裂し、衆議院でも過半数を失ったことにより迎えたもので、社会党はむしろ衆議院選挙で大敗したにもかかわらず四五年ぶりに政権に就いたという、歯ぎしりせざるを得ない実態がある。政界再編は終わつたわけではないし、自民党との連立政権も長く続くとは限らない。容易ではないが、大きな「社会党的々勢力」の結集をめざしつつ、競争と協調の連立政権時代を粘り強く生き抜いていきたい。(T・H)

日の朝日新聞世論調査結果を見て、その感は一層募る。

政策資料編集委員会

委員長 関山信之
編集委員 大畠章宏 田口健二
緒方克陽 上山和人
穂山篤 土肥隆一
糸井 寛
河野道夫
長谷川崇之
石田好数
伊藤安博 西川洋

早川幸彦 小川正浩 沢田好数
浜谷 悅 平塚 博 伊藤安博 西川洋
石橋大吉 糸久八重子

会計監査局長 浜谷 悅
会計監査 石橋大吉 糸久八重子

定価一部 四五〇円
送料 七六円

年間購読料 六〇〇〇円(前納)
郵便振替 東京〇〇一八〇

四一八〇八二二

又は
大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

April 1995

No. 343

一九九五年四月一日発行

政策資料

第三四三号

毎月二回一日発行

一九七五年一〇月九日

第三種郵便物認可

<FOREWORD>

NUKUI Hiroshi

Chief Secretary of the Political Coordinating Committee

<FEATURES>

I. On the Hanshin Earthquake

On Relief Measures for Earthquake Victims

(Relief Operations Committee of SDPJ)

Preliminary Report on Rehabilitation Measures

(Relief Operations Committee of the Ruling Parties)

Preliminary Report on Crisis Management

(Relief Operations Committee of the Ruling Parties)

Proposals on Measures against Natural Disasters

(SDPJ's Committee on Measures against Disasters)

Proposals on Tax Adjustment for Earthquake Victims

(The Ruling Parties)

II. On Administrative Reform

Proposals on the Reform of Special Public Corporations

<DOCUMENTS>

Draft Measures for Deregulation

(SDPJ's Committee on Deregulation)

Bill for Promotion of Decentralization

<POLICY FOCUS>

I. On Relief Measures for the Earthquake Victims

(By HIRATSUKA Hiroshi)

II. On the Bill for Promotion of Decentralization

(By ITO Yasuhiro)

政策資料 4月号

編集人 政策資料編集委員会
発行人 関山信之
発行 日本社会党政策審議会
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581) 5111 内線3886~7
FAX 03(3502) 5857

**Published by Policy-Making Board
Social Democratic Party of Japan**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Natata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

定価450円 (送料76円)